

前回の検討会における 指摘事項に関して

指摘事項（第1回論点整理検討会の御指摘より抜粋）

- ① 生活困窮者自立支援法の理念や他施策との関係性について P. 2
- ② コロナ禍で顕在化した新たな相談者層（外国人等）への対応について P. 9
- ③ 特例貸付の検証について P. 14
- ④ フードバンクとの連携について P. 17
- ⑤ 指標のあり方について P. 22
- ⑥ 移動に対する支援について P. 26
- ⑦ 認定就労訓練事業所へのインセンティブについて P. 27
- ⑧ 就労訓練プログラムの設定について P. 28
- ⑨ 生活保護との一体実施について P. 34

生活困窮者自立支援制度の理念

①
H30改正法にて案文化

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度の理念と課題

理念・支援のかたち

理念

生活困窮者の自立と尊厳の確保

- 生活困窮者本人の状態に応じて自立の形は多様であることを理解し、本人の意欲や想いに寄り添った支援を行うこと。
- 相互の信頼関係を構築し、一個人として対等な関係性を保つこと。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 生活困窮者の早期発見・見守りのため、地域のネットワークを構築し、公的支援のみならずインフォーマルな支援や地域住民の力も含め充実すること。
- 地域課題を解決するという視点から、生活困窮者の働く場や参加する場を広げていくこと。

支援のかたち

包括的な支援

- 生活困窮者やその世帯が抱える多様かつ複合的課題に包括的に対応すること。
- 地域の関係機関・関係者との連携を図ること。

個別的な支援

- 社会的自立から経済的自立へ、個々人の段階に応じて最適なサービスや制度を提供すること。

早期的な支援

- 「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワークの強化による情報把握や訪問支援など、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすること。

継続的な支援

- 本人の状況に合わせて、切れ目なく段階的・継続的に支援を提供すること。
- 制度に基づく支援が終結した後も、地域全体で継続的な支援を考えること。

分権的・創造的な支援

- 地域が主体となって、社会資源を適切に把握し、不足している場合は積極的に創造していくこと。
- 官と民、民と民が協働し、それぞれの地域にあった柔軟で多様な取組を行うこと。

課題

- 支援員やアウトリーチ人員の充実
- 自治体における潜在的な支援ニーズの調査・把握
- 相談員の能力向上
- 活用可能な社会資源の把握・開拓
- 地域づくりのノウハウ
- 他分野や他の支援機関との連携強化
- 任意事業の実施率向上
- プランにおける目標設定や支援終結の考え方
- 支援会議の設置促進

上記課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による相談者数の増加と相談者像の変化に伴い、住居確保給付金や特例貸付等の事務が増加し、個人の自立に向けた支援が行えないなど、理念に基づいた支援がより困難な状況になっている。

「生活困窮者」とは？

①
H30改正法にて衆文化

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。
2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。
※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、
 - ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
 - ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。
3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。
相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。
また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあった
非正規雇用労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人(H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人(R2・自殺統計)

離職期間

1年以上の
長期失業者

約53万人(R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

・15～39歳までの者 約54万人
(H27・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

・40～64歳までの者 約61万人
(H30・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

個人事業主

(参考)住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合:21.8%(※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

孤独・孤立

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

既に
顕在化

見え
にくい

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

各制度の趣旨

生活困窮者自立支援制度の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態にある者（世帯）に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりの実践を積み重ねてきた。

地域共生社会・重層的支援体制整備事業の趣旨

- 地域共生社会は、こうした包括的支援と地域支援を総合的に推進するという生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであり、重層的支援体制整備事業（重層事業）は、この理念を実現するための1つの仕組みである。

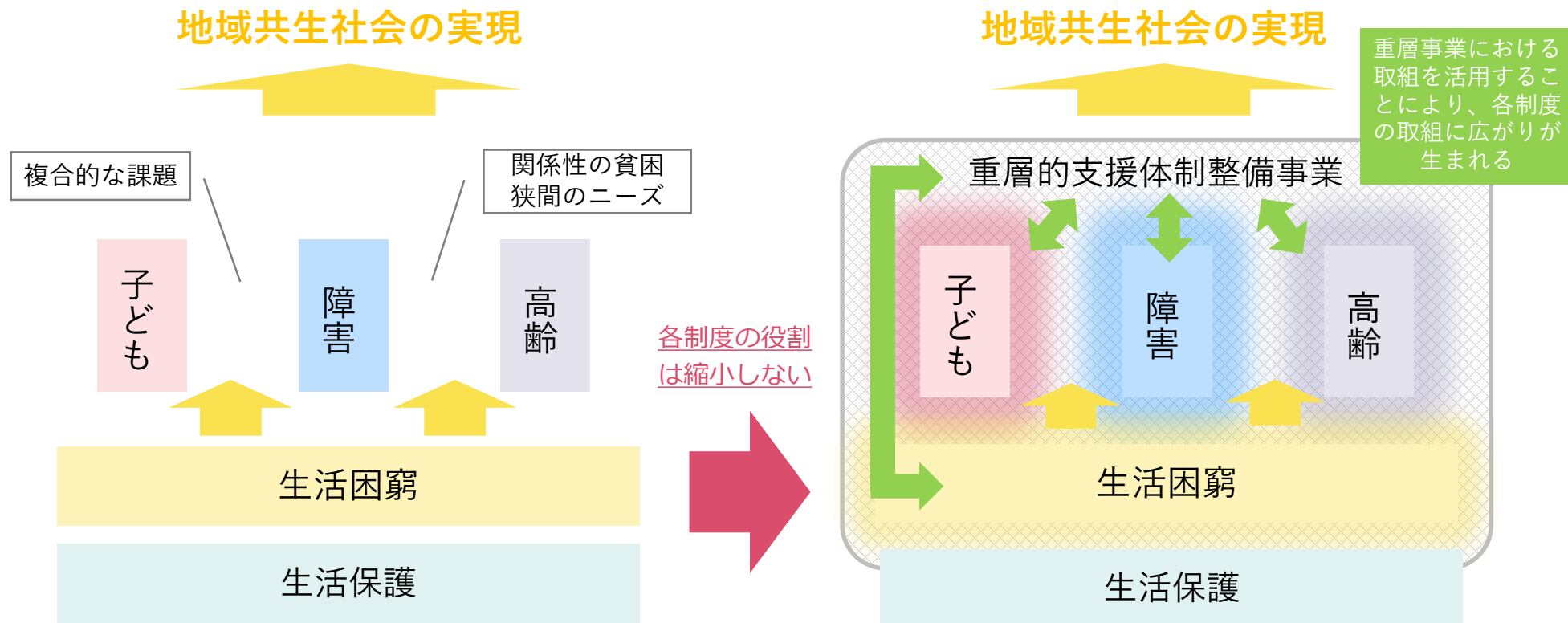
（参考）これまでの経緯

平成20年 9 月	リーマンショックの発生
平成24年 4 月	社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」開催（平成25年 1 月とりまとめ）
平成24年 8 月	社会保障制度改革推進法案 成立
平成25年12月	生活困窮者自立支援法案 成立
平成27年 4 月	生活困窮者自立支援法の施行
平成29年 5 月	社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」開催（同年12月とりまとめ）
平成30年 6 月	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 成立
平成30年10月 平成31年 4 月	改正生活困窮者自立支援法の施行

平成27年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）
平成28年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
10月	地域力強化検討会の設置（平成29年 9 月とりまとめ）
平成29年 5 月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）成立
平成30年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元年 5 月	地域共生社会推進検討会（同年12月とりまとめ）
令和 2 年 6 月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）成立
令和 3 年 4 月	改正社会福祉法施行（重層的支援体制整備事業部分）

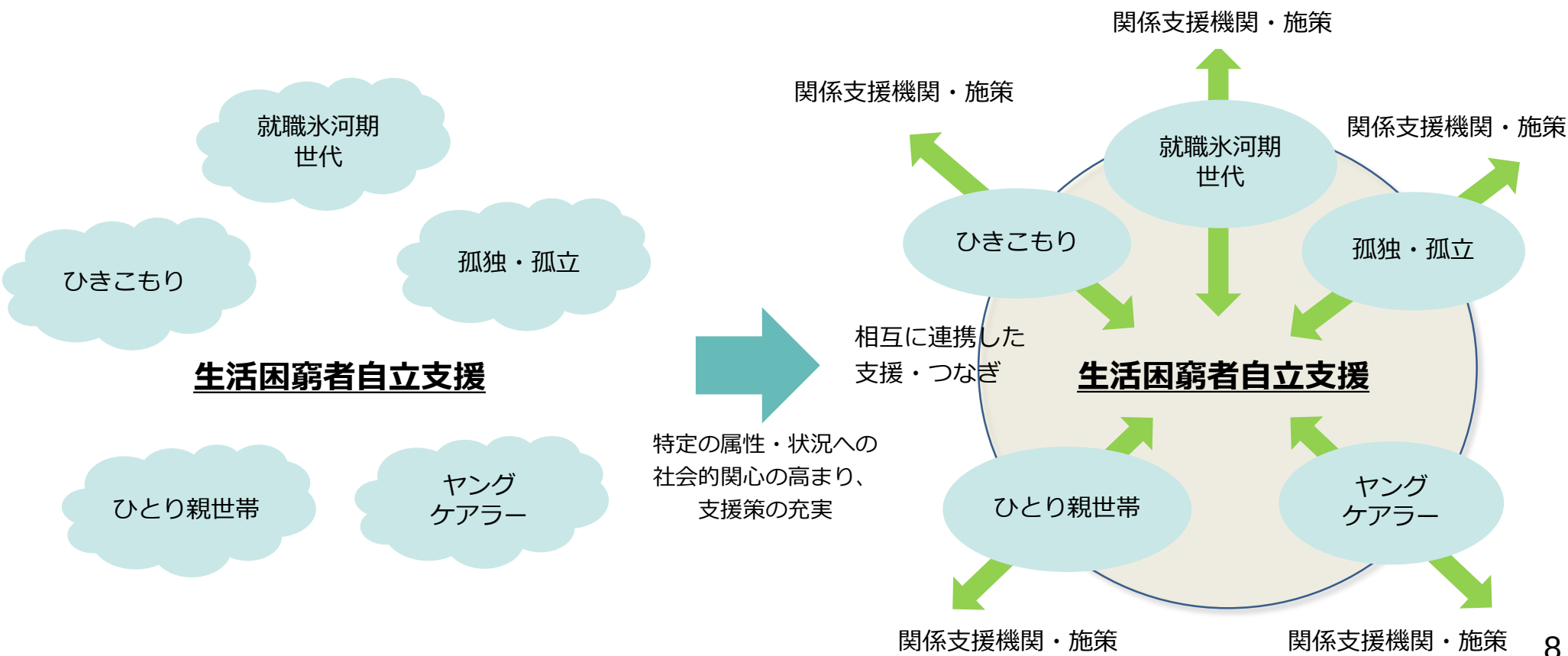
生活困窮者自立支援制度との関係性

- 地域共生社会は、生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであることから、生活困窮者自立支援制度は、重層事業の中核となる重要な制度である。
- 重層事業は、一体的実施の対象とされた各事業の機能を代替するものではなく、従来のどの制度でも対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備するものである。
- 他方で、重層事業における参加支援事業や地域づくり事業等の取組を活用することにより、生活困窮者自立支援制度としても各事業の取組や支援方法等に広がりが生まれる。



生活困窮者自立支援制度と関連施策との関係性

- 平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されて以降も、「就職氷河期世代」「孤独・孤立」「ヤングケアラー」といった、特定の属性・状況に着目した支援策が取りまとめられてきた。
- 生活困窮者自立支援制度は、特定の属性・状況にとどまらず、それらが複合的に絡み合っている場合も含めた「生活困窮」を対象としているものである。生活困窮者自立支援にあたっては、自立相談支援機関等がこうした特定の属性・状況に着目した重点的な支援策の状況をリアルタイムで把握するとともに、それぞれの関係機関等にも困窮制度を周知することで、相互に支援や適切なつなぎに活用できる仕組み（研修や国からの連携した周知等）が重要ではないか。



生活困窮者自立支援法の主な対象者(再掲)

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあった
非正規雇用労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人(H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人(R2・自殺統計)

離職期間

1年以上の
長期失業者
約53万人(R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

- ・15～39歳までの者 約54万人
(H27・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)
- ・40～64歳までの者 約61万人
(H30・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

個人事業主

(参考)住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合:21.8%(※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

孤独・孤立

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

既に
顕在化

見え
にくい

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（相談者の属性）

- 相談件数の増加については9割以上の自治体が「よくあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており、特に「解雇・雇い止め等による非正規労働者」や「個人事業主」が増えたと感じている自治体が8割を超えている。他にも、6割以上の自治体が、就労支援が必要な人、家計や住まいに課題がある人、高齢困窮者、若年層、外国籍の人からの相談が増えたと感じている。

	よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
相談件数が増えた	83.6%	8.5%	5.5%	1.4%
相談件数が減った	0.0%	1.0%	8.7%	88.2%
就労支援が必要な人からの相談が増えた	41.8%	37.3%	16.6%	2.6%
解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	52.1%	32.5%	11.8%	2.0%
勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	16.0%	34.9%	37.5%	9.3%
家計に課題（多重債務等を含む）のある人からの相談が増えた	26.2%	38.5%	31.0%	2.4%
住まいに課題のある人からの相談が増えた	39.8%	37.7%	17.2%	3.6%
高齢困窮者からの相談が増えた	21.5%	37.5%	33.5%	5.9%
地域のひきこもりに関する課題（8050等）が顕在化した	5.5%	24.7%	52.7%	15.4%
ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	12.4%	36.1%	38.9%	10.8%
若年層からの相談が増えた	28.4%	45.4%	21.7%	3.0%
学生からの相談が増えた	11.6%	16.2%	32.0%	37.9%
個人事業主からの相談が増えた	53.3%	31.6%	9.1%	4.5%
外国籍の人からの相談が増えた	45.2%	21.3%	11.6%	19.9%
相談者の数・状態像ともに変化はない	2.0%	4.3%	13.6%	78.3%

※ 赤色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が8割以上、黄色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が6割以上。 n=507（基礎自治体）

※ 令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度 第三次補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（140億円）の内数

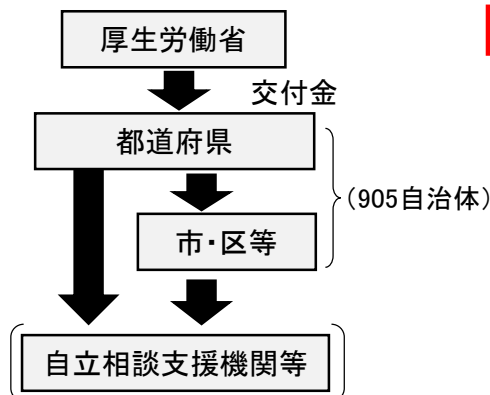
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

都道府県・市・区等
（福祉事務所設置自治体、
905自治体）

補助の流れ



補助率

国 3／4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関（学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等）のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

自立相談支援機関における外国籍の方への対応

- コロナ禍で増加した外国籍の方からの相談に対応するため、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」を活用して、以下のような取組が行われている。

課題・取組事例

東京都豊島区

オンライン相談体制の構築

- 飲食業を営んでいる又は飲食業に勤めている外国籍の方が多いため、コロナの影響が大きい。
- 住居確保給付金においては約3割、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金においては約5割が外国籍の方の相談である。
- 在留資格の関係で就業時間に制限がある方や、生活のために仕事を休むことができず相談できない方の対応に苦慮していた。
- 交付金を活用し、多言語対応したタブレット通訳及び簡易のテレビ電話サービスを使用。タブレット通訳により相互理解を深めることができ相談対応の質が高まり、テレビ電話サービスでは、特に定着支援（求人内容の状況確認）に効果が発揮され、支援員との信頼関係の維持・構築を図っている。

岐阜県美濃加茂市

人員配置

- 派遣業の外国人労働者が多く、コロナの影響による派遣切りが増えたため、困窮相談の約5割（※）が外国籍の方となっている。
- 特有の課題としては、派遣会社に登録しても、コミュニケーションがとれる方に優先的に仕事が割り当てられるため、なかなか就労できないという課題がある。
- 市内の多文化共生室に配置されている通訳職員が、生活困窮の窓口における通訳も行っていたが、コロナの影響で外国籍の方の相談が増加したため、通訳職員を加配して対応している。

（※）R2年度新規相談件数765件のうち、外国人相談件数は410件

兵庫県丹波市

多言語端末の導入

- 社会保険や履歴書の書き方などの基本的な事項を説明することが難しく、ハローワーク等のつなぎ先でコミュニケーションの壁ができてしまう。
- 自立支援機関をはじめ市内の各支所窓口や社会福祉協議会に多言語対応翻訳機を導入し、相談者の理解力に応じて音声や文書翻訳など機能を使い分け、窓口における相談や各種手続きをサポートするなど、伴走型の支援を行っている。

交付金の概要

○ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援

○ 交付対象

全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
※ 複数地方公共団体による「共同設置」も交付対象

○ 交付限度額（整備事業・運営事業）

都道府県	1,000万円
外国人住民5千人以上	1,000万円
外国人住民1千人以上5千人未満	500万円
外国人住民500人以上1千人未満	300万円
外国人住民500人未満	200万円

○ 交付率

整備事業：必要経費の10分の10

※ 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費

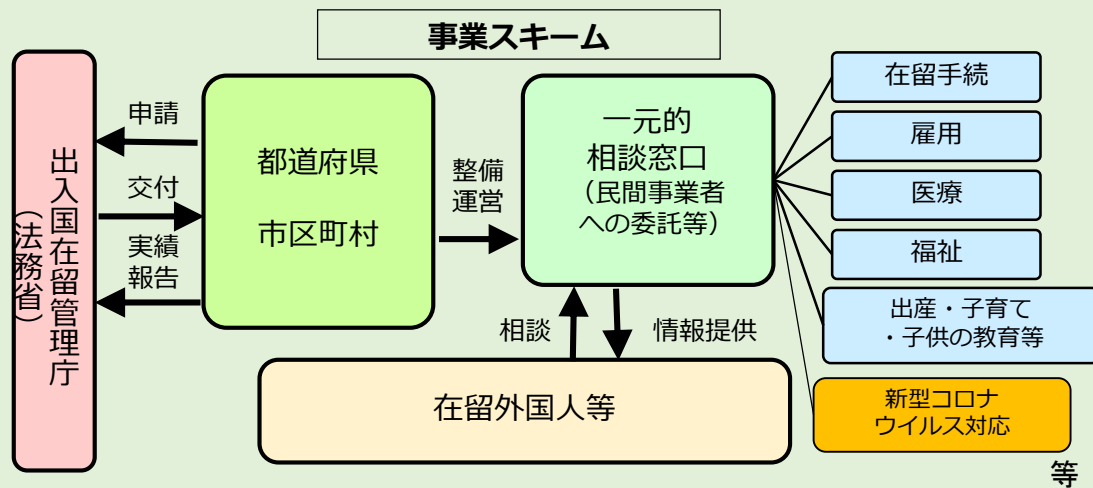
運営事業：必要経費の2分の1

※ 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費

※ 地方負担分については、財政運営に支障が生じないよう、地方交付税措置が講じられる

※ 運営事業、整備事業共に、企業版ふるさと納税に係る寄付金を地方公共団体が負担する経費に含むことが可能

(注) 令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染症対応の特例を実施しています。



一元的相談窓口の現況

一元的相談窓口を設置・運営している団体数
(外国人受入環境整備交付金の交付を受けている団体数)

207団体 (令和2年度末時点)

(内訳) 都道府県 46団体、政令指定都市 19団体、その他市区町村 142団体

※ 令和3年度事業における交付決定団体数(決定額)：214団体(約9億7500万円) (R3/4/1時点)

相談受付件数(相談内容ごとに計上した件数の合計)

47万8,759件 (令和2年度)

(相談内容別内訳)

①税金 11.5%、②社会保険・年金 9.8%、③入管手続 6.7%、④身分関係 6.4%

(使用言語別内訳)

①ポルトガル語 43.1%、②日本語 16.2%、③スペイン 12.6%、④英語 10.4%

▶ 令和2年度外国人受入環境整備交付金を活用した窓口の現況についての詳細 →

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001358941.pdf>



地域福祉活動支援

取りまとめ

- ・ 社会福祉協議会は、地域福祉の主要な担い手であり、平時から生活困窮者への相談支援等の業務を担い、地域社会において非常に重要な役割を果たしている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、社会福祉協議会の平時の仕組みである生活福祉資金貸付を活用した特例貸付については、例えば、厚生労働省の通知が一方的なもので、同省の意図するところが現場に必ずしも明確には伝わらなかったとの懸念がある。さらに、同省や社会福祉協議会等の関係機関の連携が不十分であり、また、同省として現場の状況を把握し利用者や社会福祉協議会の声を真摯に受け止める仕組みが十分ではなかったと考えられる。
- ・ そのため、厚生労働省から社会福祉協議会等関係機関への通知の在り方については見直しが必要。具体的には、通知について適切なフォローアップを行うことが必要であり、厚生労働省の意思が現場に適切に浸透しているか、現場に混乱や誤解が生じていないかについて、然るべく検証する仕組みが必要。
- ・ また、社会福祉協議会の役割は、本来利用者に「寄り添う」ことであるが、本特例貸付の実施に当たっては、厚生労働省が迅速な貸付けを求めたことにより、こうした社会福祉協議会の良い面が十分引き出せなかったのではないかと考えられる。また、今後の貸付金回収の実効性には疑問がある。そのため、今後の対応を検討する際、貸付業務について金融機関を利用するといった選択肢も視野に入れるべき。

令和3年秋の年次公開検証の取りまとめ（令和3年12月9日行政改革推進会議）②

③

- ・さらに、利用者間又は社会福祉協議会間の公平性を担保することが重要。本貸付金の回収に際し、地域差が生じれば、利用者間で不公平が生じることとなり、制度に対する信任を損なうこととなりかねない。今後発生し得る感染症の危機対応に備える上で、こうした点も考慮することが重要。
- ・また、本特例貸付の申請については郵送を原則としたが、紙ベースで作業を行う場合、利用者の属性の把握やデータ分析には困難がある。日本社会及び経済のデジタル化という大きな流れを踏まえ、デジタルデバイドに配慮しつつ、デジタル化を原則とし、オンライン申請の推進を含む制度・運用の在り方を検討すべき。
- ・本特例貸付のような緊急時の貸付について、社会福祉協議会の平時の仕組みを活用することの適切性については検討が必要。社会福祉協議会は利用者の生活に寄り添って支援を行うところに強みがあるところ、貸付業務については金融機関や別組織を活用することも検討すべき。危機に際しての生活困窮者の救済については、厚生労働省を含む関係機関の連携が必要であり、関係自治体や金融機関を含めた連携の在り方を検討すべき。
- ・今後発生し得る感染症の危機対応を見据え、厚生労働省においては、具体的な対応策について早急に意思決定を行うべき。

（参考）全国社会福祉協議会

「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会」

1. 趣旨

コロナ禍のなか、緊急事態宣言等により経済活動の制限等が実施され、失業したり休業を余儀なくされたりしたこと等により、生活に困窮する人びとが増えている。若者やひとり親家庭等がパートやアルバイトの職を失い収入が大幅に減少したり、賃貸料を払えず住居を維持できなくなったり、食料難になったりする等の影響を受けたとの報告もあがっている。

この間、社会福祉協議会が政府の要請により実施してきた生活福祉資金特例貸付（コロナ特例）をめぐる動向を総括し、①社協や社会福祉法人が生活困窮者支援にどう取り組んできたのか、課題はどこにあったのか等を把握し、②コロナ禍において我が国のセーフティネットは十分に機能したのか等を検証し、今後の非常時における生活困窮者支援のあり方を国に提言することを目的に、全社協では、政策委員会のテーマ別検討会として「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会」を設置し検討している。

2. 検討会メンバー

NO	氏名	所属・肩書	備考
1	宮本 太郎	中央大学 教授	学識
2	新保 美香	明治学院大学 教授	学識
3	奥田 知志	NPO法人 抱樸 理事長	学識
4	斉藤 雅茂	日本福祉大学 准教授	学識
5	久木元 司	社会福祉法人 常磐会 理事長 全国社会福祉法人経営者協議会 経営強化委員長	社会福祉法人
6	木間 幸生	救護施設大野荘 理事長 全国救護施設協議会 副会長	施設
7	江森 幸久	民衆館 館長 全国厚生事業団体連絡協議会常任協議員	施設

NO	氏名	所属・肩書	備考
8	荒井 恵一	社会福祉法人 八尾隣保館 理事長 全国母子生活支援施設協議会 副会長	施設
9	串間 範一	ウイング・オブ・ハート 施設長 全国自立援助ホーム協議会 会長	施設 (NPO)
10	谷口 郁美	滋賀県社会福祉協議会 事務局長	社協
11	荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会 福祉支援部長	社協
12	日下 直和	香川県社会福祉協議会 事務局長	社協
13	田中 慎吾	豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課長	社協
14	金井 正人	全国社会福祉協議会 常務理事	社協

3. 検討内容（案）

- ・コロナ特例貸付の意義と社協による取り組みの検証
- ・社会福祉法人における生活困窮者支援の取り組み
- ・コロナ禍における生活困窮者支援の実態
- ・非常時における生活困窮者支援の今後のあり方 等

4. スケジュール（予定）

令和3年9月～令和4年11月 検討会(計6回)

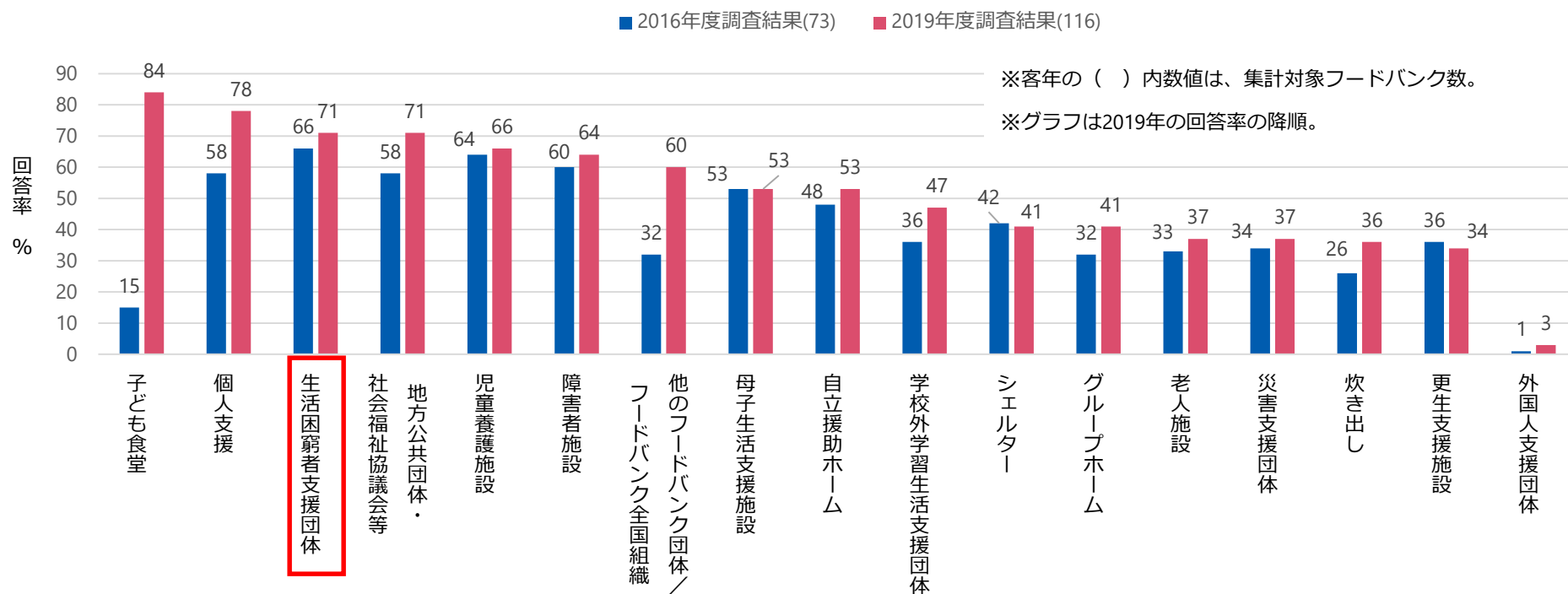
令和4年5月～8月 調査（特例貸付借受人・社協）

令和4年12月 報告書公表

自立相談支援機関とフードバンクとの連携状況

- フードバンクから提供される食品受取先として、「生活困窮者支援団体」は約7割となっている。
- フードバンクが行政に期待することとして、「生活困窮者行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応」が挙げられている。

フードバンクから提供される食品受取先



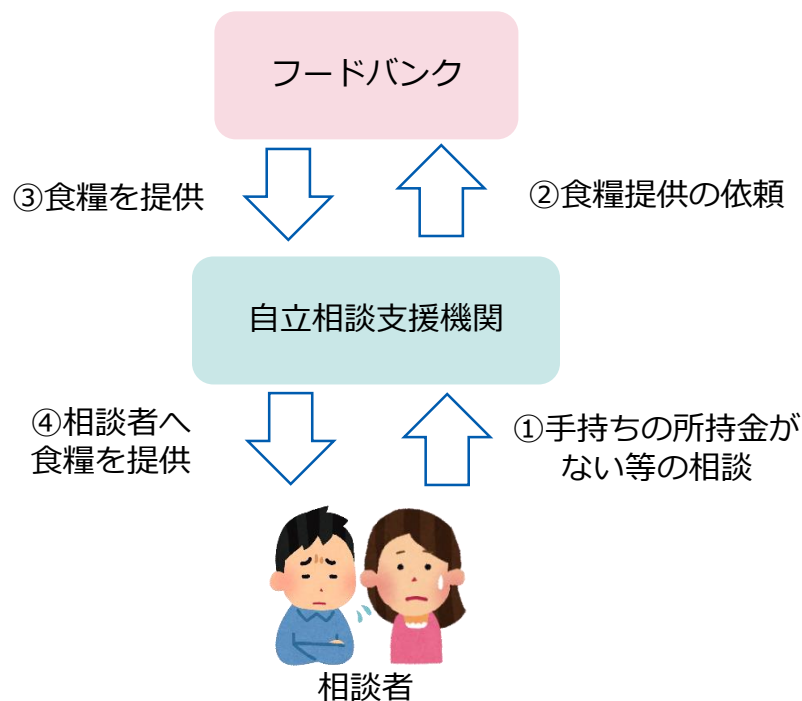
- フードバンクが行政に期待する主な意見の一つに、「生活困窮者が行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応」が挙げられている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

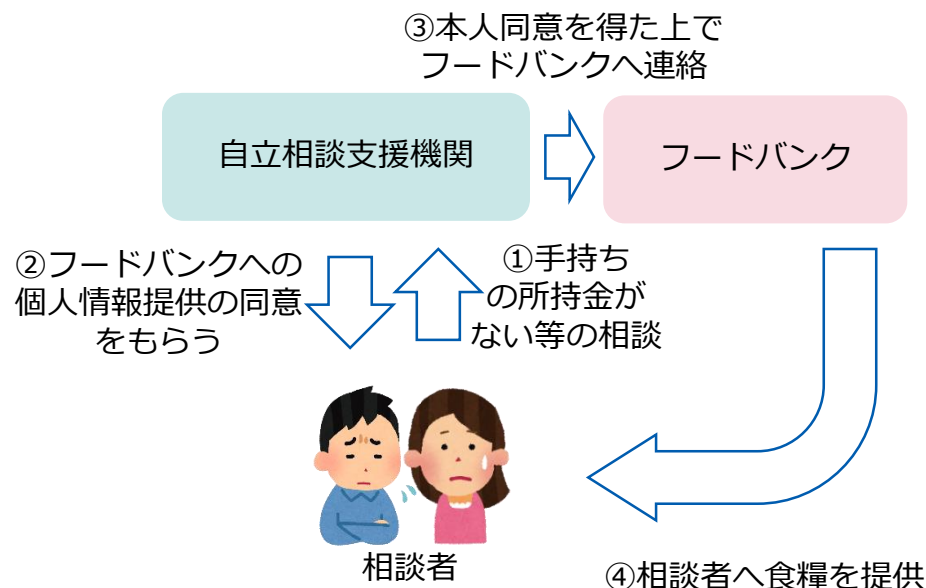
- 自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例をみると、フードバンクから自立相談支援機関につながるほか、自立相談支援機関が窓口となって食糧提供を行ったり、フードバンクにつないで食糧提供が行われている例が見られている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

フードバンクと連携して直接自立相談支援機関が食糧を提供する場合

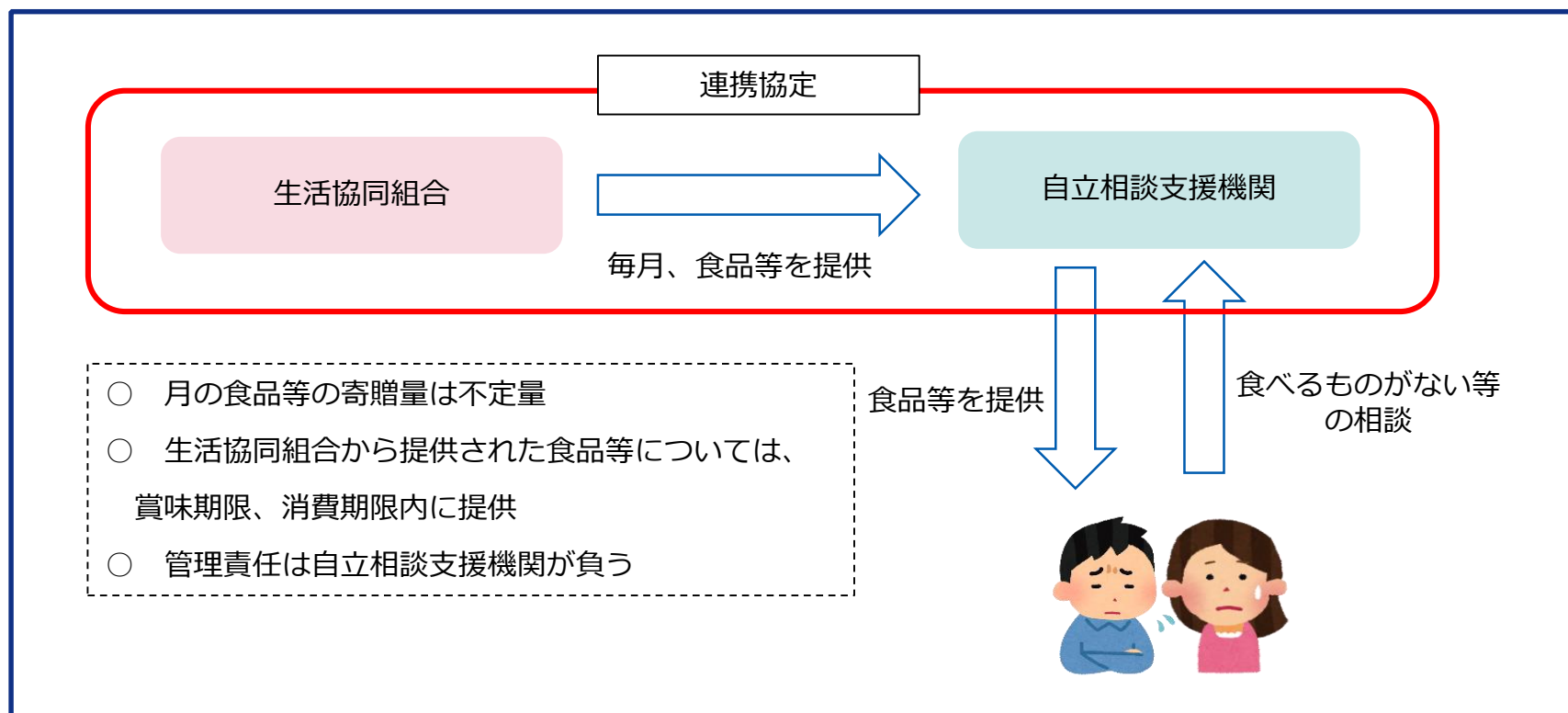


自立相談支援機関がフードバンクにつなぐ場合



自立相談支援機関と生活協同組合との連携による食料提供の支援（三重県鳥羽市）

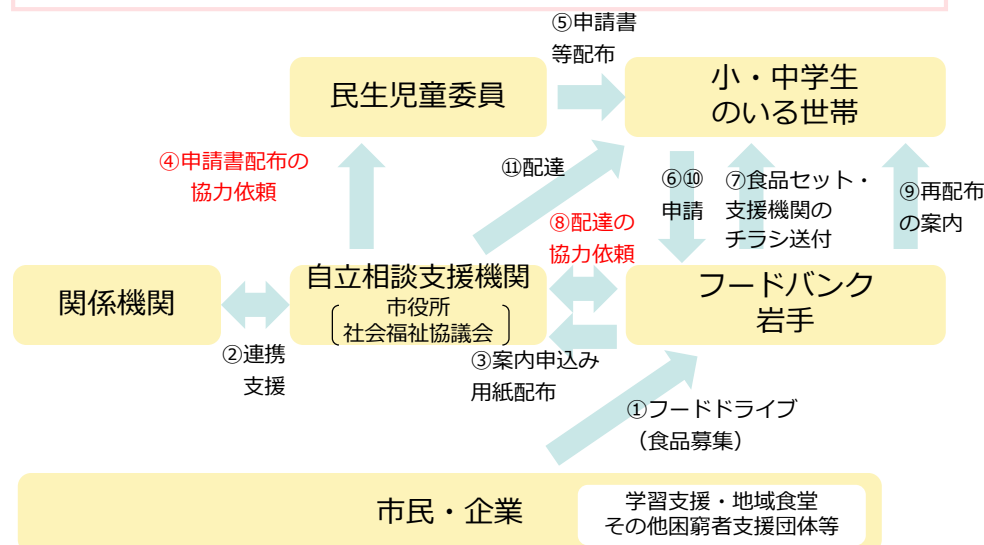
- 三重県鳥羽市では、令和3年度に自立相談支援機関と生活協同組合が協定を結び、生活協同組合から、配送キャンセル等により余剰となった食品等を自立相談支援機関に毎月無償で提供している。
（※）生活協同組合としてはフードロス防止、地域福祉の増進等の観点から協力。
- 自立相談支援機関は、面談を行っている中で支援が必要と考えられる方に対して、個々の状況に応じた必要な日数分の食料を配布している。



- フードバンク岩手では、子どもがいる家庭向けに、給食のない長期休みなどに食料品を届ける「こども応援プロジェクト」に取り組んでいる。
- 生活状況に不安を抱える家庭に対しては、定期的に食料品の再配布の案内を送付し、見守り支援を行っている。

フードバンク岩手の取組

長期休みの子どもたちの成長を助けることを目的に、子どもがいる世帯で食品を必要としているご家庭にむけて、給食のない長期休みなどに集中的に食料品をご家庭に配送する。
＜配送実績＞2020年度1,059世帯（3,633人）うち169世帯を支援機関につないだ。



取組のポイント

- ✓ 受け渡しを通じた信頼関係の構築
 - ・ 申請書に生活状況（滞納状況など）欄を設けて、困窮状態を把握し、必要な支援情報を食料品と合わせて提供する（支援機関のチラシの送付）。
 - ・ 食料品を手渡しにすることで、必ず本人と会うことができるようになり、信頼関係を構築することができる。
- ✓ 関係機関との連携
 - ・ 民生児童委員とも協力体制を構築するとともに、必要に応じて関係機関とも連携しながら支援を行い、困っている人からのSOSを早期に発見し、支援に早期につなげる。
- ✓ 定期的な見守り支援
 - ・ 生活状況に不安を抱える家庭に対しては、定期的に食料品の再配布の案内を送付し、つながりを途切れさせない。
 - ・ ただし、食料支援に依存させない・しないことに気をつける必要がある。

生活困窮者自立支援の機能強化

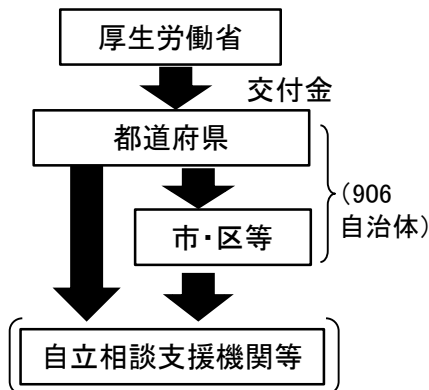
【要旨】 令和3年度補正予算：新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（61億円）の内数

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化

※ 独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。

② 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制の強化

③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

④ 住まいに関する相談支援体制の強化

⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施

⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備

⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等

⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援

⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施

⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

- 生活困窮者自立支援制度においては、「経済・財政再生計画改革 工程表」（平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定。平成29年12月21日改定。）を踏まえ、2018年度までのK P I（成果指標）を策定していたが、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末にK P Iの見直しを実施。「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）で、新たに2021年度までのK P Iが策定された。

平成30年の見直し等

□ 福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率 ※新設

- ・法改正事項であり、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施を努力義務化。
- 2022年度の完全実施を目指しており、見える化指標として新たに設定。

□ 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者 ※「継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率」から変更

- ・現評価項目「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」以外の「住まいの確保」、「生活習慣の改善」といった変化も評価項目として適当。
- ⇒評価シートの「見られた変化」を活用することで、プラン評価者全員のデータ把握が可能（算定式：『評価シートの「見られた変化」に該当がある者／評価者の総数』）

□ 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数

- ・施行後3年間の実績が年間22-23万件で推移。現行の目標値40万人については、福祉事務所来所者のうち、保護受給に至らなかった者の推計値であり、本件数は景気等に大きく影響受けることから、目標値を見直し。法改正事項である自立相談支援事業への利用勧奨の努力義務の創設等による相談者の増を踏まえ、3年後の25万件を目指す。

□ その他の項目

- ・引き続き、現目標値又は見える化指標として設定。

見直し後のK P I

➤ 「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）

○再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進（㊤生活困窮者自立支援制度の着実な推進）

KPI項目	旧KPI(～2018年度)	現KPI(～2021年度)
福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率 ※新規	【－】	【見える化】
自立生活のためのプラン作成件数	【2018年度までに新規相談件数の50%】	【毎年度年間新規相談件数の50%】
自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	【2018年度までにプラン作成件数の60%】	【毎年度プラン作成件数の60%】
自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数	【2018年度までに40万件】	【2021年度までに25万件】
自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数	【見える化】	【見える化】
任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率	【見える化】	【見える化】
生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数	【見える化】	【見える化】
就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	【2018年度までに75%】	【毎年度75%】
自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合 ※「継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率」から変更	【2018年度までに90%】	【2021年度までに90%】

プラン作成対象者における変化（新KPI）

- 「一般就労開始（継続的就労）」、「自立意欲の向上・改善」については、2割以上の対象者に変化が見られた。一方、「この間に変化はみられなかった」は0.1%であり、ほとんどのプラン作成対象者においては、何らかの変化が生じていることがわかる。

見られた変化（2020年4月～2021年1月）



「新たな評価指標」による実態把握（旧KPI・現在はシステムに移行）

- 「新たな評価指標」は、生活困窮者自立支援制度を通じた生活困窮者の自立支援の効果を把握・見える化するため、スクリーニングにより（1）本制度において継続的に支援（プラン作成予定を含む）、（2）他機関・制度につなぎ、となった対象者について、（1）については、当初の状態像からその後の継続的支援を通じた状態像の変化、（2）については、つなぎ先となった機関・制度を調査するもの。
- 情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に中断・終了した場合は、本調査の対象外としている。

令和元年5月新規相談受付件数
（支援状況調査より）

21,181件

(1) 継続的支援	5,519人
(2) 他制度・他機関等へのつなぎ	4,830人
(3) その他(※)	10,832人

→以下の①～③の項目を
把握

(※) 情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に中断・終了した者。

① 意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。		
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げることができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。		
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。		
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。		
(合計)	0	0

② 経済的困窮の改善に関する状況

- 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
- 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回

③ 就労に関する状況

- 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
- 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
- 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
- 一般就労した・している（定着期間中・増収に向けて活動中）
- 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回

- つながり指標は、「意欲」「自己肯定感」「対人関係」「社会参加」「相談」の5つの視点を設けたものである。
 - つながり指標の設定の目的は、次の2つである。
 - ① つながり指標を通じて、「**つながり続ける支援（伴走型支援）**」がどのような状態の人に対して、どの位の期間や回数実施されているのかを把握する（※）。
 - ② また、つながり指標を通じて、**本人の状況と支援の状況を理解し、支援員の支援の向上と振り返りを行うためのツールとして活用**する。
 - 加えて、つながり指標を用いることで、以下についても把握が可能となる。
 - ・ 支援者側の日々の業務負担やケースごとの支援の難しさを把握すること
 - ・ 主たる支援者が交替等しても継続的につながり評価を行うことで、重層的支援体制整備事業の実施による「市町村全体の体制」への成果を明らかにすること
- ※ 項目としては、生活困窮者自立支援制度の旧 K P I である「ステップアップ率」と重複するが、支援の終結時に最も良い状態と考えられる「4」になることを目指すものではなく、行きつ戻りつする本人の状態に寄り添いながら、つながり続ける支援者の取組を評価するものと位置づけている。

意欲

- 1 就労や生活全般（家事、遊び、趣味、身の回りのこと）等に対して意欲が持てない。
- 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。
- 3 2に加え、就労やボランティア活動等の社会参加に関心がある。
- 4 就労やボランティア活動等の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。

自己肯定感

- 1 自分のことを否定し受け入れられない。
- 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた身近な人等からしか認められていないと感じている。
- 3 しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げるができる。
- 4 自分のことを肯定的に受け止めている。

対人関係

- 1 一対一の関係で、相手の話を聞くことができない。
- 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。
- 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。
- 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。

社会参加

- 1 社会との接点を持たず、外出もままならない。
- 2 限られた身近な人（家族や友人等）や支援者との関わりがある。
- 3 身近な人（家族や友人等）や支援者以外にも、仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。
- 4 仕事、学校、地域活動、趣味、遊び等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。

相談

- 1 困った時に相談できる人や支援機関が1つもない。
- 2 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あるが、いずれも信頼して相談できる関係ではない。
- 3 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あり、そのうちの1つと信頼して相談できる関係にある。
- 4 困った時に相談できる人や支援機関が複数あり、そのうちの複数と信頼して相談できる関係にある。

移動手段確保等の取組事例

- 様々な理由で移動手段が確保できない者に対して、例えば就労支援においては、車による送迎、自転車等の貸出、交通費の支給等の取組が行われている。

移動手段等の取組事例

京都府京丹後市

送迎車による送迎

- 農林業等1次産業の場を介した体験等により、利用者が生活習慣の見直しや自己有用感の形成、さらに就労意欲の向上や生きる力を身につけること等を目的に通所型就労準備・就農訓練事業を実施。
- 近隣の田畑や山林を借りていることから、利用者の状況に合わせた就労体験や訓練が可能（近隣の田畑での農業体験、市内山林での里山整備等）。また、物品の販売、提供、交流行事などを行うことで、様々な就労体験・訓練メニューを提供。
- 通所については、様々な理由で移動手段が確保できない人に対して、送迎車による送迎を実施。



兵庫県伊丹市

自転車等の貸出

- 福祉部局が主導となって庁内部局に優先調達の働きかけを実施。業務の切り分けを行い、対象者に合った業務の提供を意識しながら、就労訓練を実施する業務を確保。
- 独自支援として、自転車の貸し出し、就職活動用衣類の貸し出し等を実施。優先発注の効果により独自財源を得ることにつながり、独自支援を行っている。

京都府

地域就職氷河期世代支援加速化交付金の利用による交通費の支給（※）

- 長期無業者等の各要支援者の適性に対応できるよう、短時間の座学研修から就労体験まで行う段階的研修を実施するにあたり、経済的負担軽減の観点から交通費を支給することにより、受講生が生活面で安心して研修に集中できる環境を整備。
- 研修実施機関まで1か月あたり2,000円超の負担をした場合は2,000円を超える部分の金額を支給。または、移動距離が片道50km以上の場合は1日片道2,500円を上限として支給。

（注）就労準備支援事業における交通費の取扱いについて、利用者に直接交通費の支給を行うことは個別給付の取扱いとなるため困難であるが、車両借り上げによる送迎等（車両リース料、燃料代、駐車場代、高速料金、送迎に係る人件費（運転手代）等）の対応は可能。

（※）広域移動のための交通費を支給している自治体数（令和3年度）：5件

認定就労訓練事業に対する経済的支援の現状

- 認定就労訓練事業における経済的支援としては、
1. 第二種社会福祉事業（※定員10人以上が要件）として認定就労訓練事業を実施する事業所に係る税制優遇
 2. 就労訓練事業の推進のための助成等（認定就労訓練事業所の立ち上げ支援等（国庫補助1／2））
 3. 自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い（優先発注）がある。

1. 税制優遇の対象事業所数（R3.3.31現在）

定員10人以上の事業所数78（全体の約3.9%）

※ R2「認定就労訓練事業の実態調査」（困窮室調べ）

2. 就労訓練事業の促進

就労訓練事業の推進を図るための事業に助成（国庫補助1／2）

【主な事業内容】

- ・ 就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催
- ・ 就労訓練事業者に対する研修の実施
- ・ 就労訓練事業立ち上げ時の初度経費に対する助成
- ・ 就労訓練事業者に対する就労支援に要する費用の助成（保険料等）
- ・ その他就労訓練事業の推進を行うための事業（就労訓練アドバイザー、就労訓練事業所育成員の配置等）

自治体独自の経済支援

- ・ 利用者の受け入れに応じた事業所への協力金の支給（名古屋市等）
- ・ 地域内の産業との連携、福祉別分野の事業と連携を図りながら多様な就労の機会を提供するための工夫ある取組に対し、補助金を交付。（北栄町）

3. 優先発注の状況

（n=905）

基準の有無

区分	自治体数	割合
あり	18	2.0%
なし	877	96.9%
作成中	2	0.2%
作成予定	8	0.9%

調達実績の有無

区分	自治体数	割合
あり	7	0.8%
なし	898	99.2%

※ R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）

取組事例（千葉県）

- 地方自治法施行令に基づき、「生活困窮者の自立の促進に資するもの」として認定した者については、随意契約により契約を締結することができる基準を定めている。
- 千葉県内の全ての認定就労訓練事業所が対象となる（現在、千葉市、市川市等で優先発注が行われているが、それらの市も含めて、全ての認定訓練事業所が対象）。
- 事業所の業務内容を見て、発注する業務がありそうな県庁内の部署に働きかけを行う。

地域訓練協議会の概要

国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う場。

地域訓練協議会の構成

- ① 有識者（人事労務分野に係る大学教授等）、
 - ② 労使団体その他産業界関係者（商工会議所等）、
 - ③ 教育・教育訓練機関等（高齢・障害・求職者雇用支援機構支部等）、
 - ④ 地方公共団体（都道府県商工労働部長等）、
 - ⑤ 都道府県労働局
- で構成され、必要に応じて関係者の参加を求めることが出来る。

協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （１） 地域（都道府県）における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること。（⇒一体的計画の策定）
- （２） 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
- （３） 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること。
- （４） その他必要な事項に関すること。

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に**給付金を受給しながら、**訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 A	● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	● 本人収入が月8万円以下（シフト制で働く者などは月12万円以下）（*） ● 世帯全体の収入が月40万円以下（*） ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 訓練の8割以上に出席している（*） ● 世帯に同時に給付金を受給している者がいない ● 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

○ 主な対象者

* 令和4年3月末までの特例措置

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職や社内での正社員転換を目指す方など
給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） [Aのみ該当する者]	
離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和4年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>	
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ <u>シフト制の方などを対象とした訓練コースは2週間から</u> （令和4年3月末までの特例措置）	
	訓練分野	<u>IT</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
		<u>営業・販売・事務</u>	OA経理事務科、営業販売科など
	訓練分野	<u>医療事務</u>	医療・介護事務科、調剤事務科など
		<u>介護福祉</u>	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
		<u>デザイン</u>	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
		<u>その他</u>	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	受講者数に応じて定額を支給 <u>6万円／人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月</u> ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円（病気などのやむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、日割りで減額）（*）
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

[求職者支援資金融資]

* 令和4年3月末までの特例措置

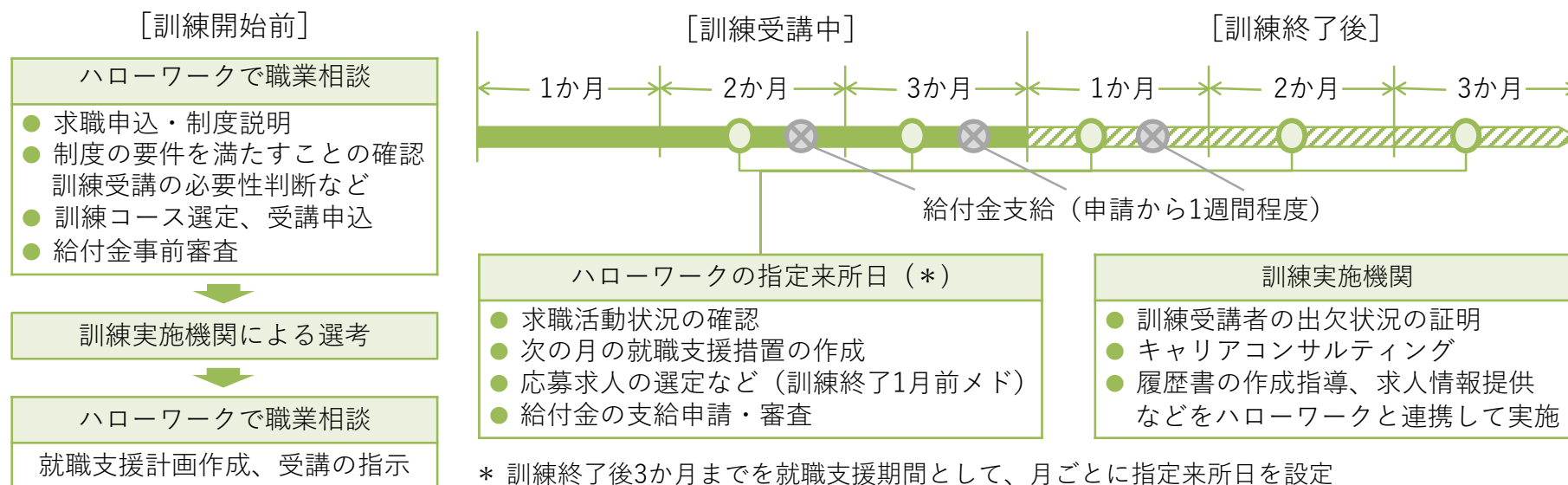
給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資

- ・ 貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）



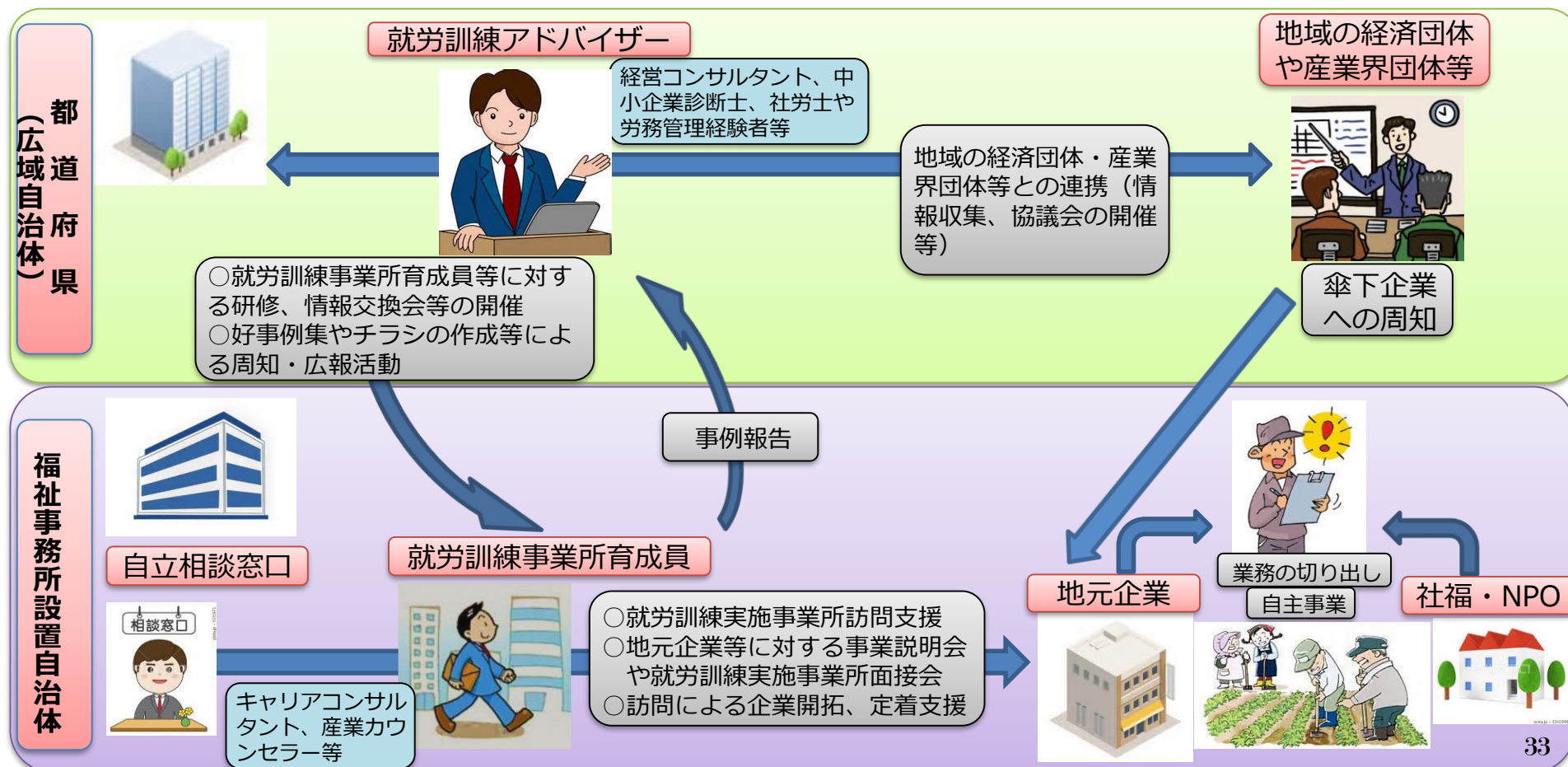
○ コロナ禍で講じている特例措置（令和4年3月末までの時限措置）

給付金の 本人収入要件	<u>月8万円以下</u> → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u> ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする
給付金の 世帯収入要件	<u>月25万円以下</u> → <u>月40万円以下</u> ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする
給付金の 出席要件	<u>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> → <u>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	<u>再就職や転職を目指す者</u> → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u> ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	訓練期間：<u>2か月から6か月</u> → <u>2週間から6か月</u> 訓練時間：<u>月100時間以上</u> → <u>月60時間以上</u> ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

就労訓練事業(就労訓練アドバイザー等)について

- 就労訓練事業の促進のため、
 - ・ 都道府県に**就労訓練アドバイザー**（経営コンサルタント、中小企業診断士等の資格を有する者など）
 - ・ 福祉事務所設置自治体に**就労訓練事業所育成員**（キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など）
 を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成を推進。
- 補助率 1 / 2 （「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として実施）



生活困窮者自立支援法と生活保護法の関係

- 生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして制度化され、目的・対象者の規定ぶりや事務の性質が異なる法体系となっている。

	生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号)	生活保護法 (昭和25年法律第144号)
目的	第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
対象者	第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。 2～7 (略)	第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。 2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。 3～5 (略)
事務の性質	☐ 自治事務	☐ 法定受託事務 (保護の決定、変更、廃止、指導・指示等) ☐ 自治事務 (要保護者に対する相談・助言、就労支援事業)

対象者別の事業の関係

○ 本人が必要とする支援の内容を起点に、自立に向けた生活全般の支援等について、生活困窮者を対象とするものと要保護者を対象とするものを整理すると、以下のとおり。

自立に向けた生活全般の支援等	生活困窮者を対象とするもの	要保護者を対象とするもの
1 自立に向けた生活全般の支援	自立相談支援事業（法第4条第1項）	援助方針の策定 等
		要保護者に対する相談・助言（法第27条の2）等
(1) 就労支援	自立相談支援事業の就労支援員（〃）	被保護者就労支援事業（法第55条の7）
① ハローワークとの連携	生活保護受給者等就労自立促進事業（予算事業）	
② 就労準備支援	就労準備支援事業（法第7条第1項）	被保護者就労準備支援事業（予算事業）
③ 中間的就労	認定就労訓練事業（法第16条）	左記の利用が可能
(2) 金銭管理面の支援	—	自立支援プログラムによる金銭管理 等
(3) 家計管理能力の支援	家計改善支援事業（法第7条第1項）	被保護者家計改善支援事業（予算事業）
(4) 居住支援	地域居住支援事業（法第7条第2項）	居住不安定者等居宅生活移行支援事業（予算事業）
2 子どもの学習・生活支援	子どもの学習・生活支援事業（法第7条第2項）	左記の利用が可能

前回改正時の対応

全般

- 生活困窮者自立支援法第23条に生活保護制度との連携に関する規定を新設。
 - ※ 生活保護法第81条の3にも生活困窮者自立支援制度との連携に関する規定を新設。

（情報提供等）

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

- 生活困窮者自立支援法第23条の規定等を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携通知を改正し、一体的な支援に係る記載を追記。

就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施

- 生活困窮者自立支援法の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第343号）において、被保護者に対する就労準備支援・家計改善支援と一体的に実施し、切れ目のない支援を行う旨を記載。

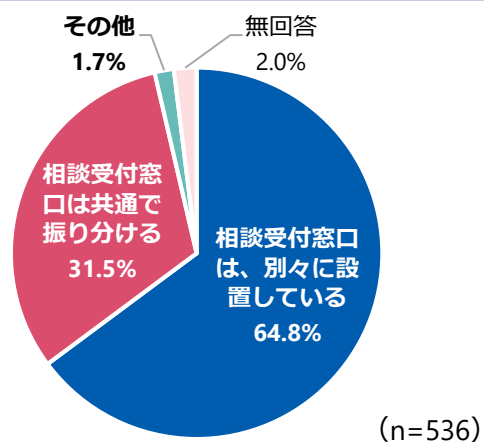
その他生活保護分野における改正事項

- 生活保護法の改正により、単独での居住が困難な方への日常生活支援を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等（日常生活支援住居施設）において実施。
- 生活保護法の改正により、「被保護者健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進。
- 生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施（予算事業）。
 - ※ 生活困窮者と被保護者に対する支援については、法律上、支援対象が明確に分けられていることから、別々の事業として実施しなければならない（子どもの学習・生活支援事業を除く）。

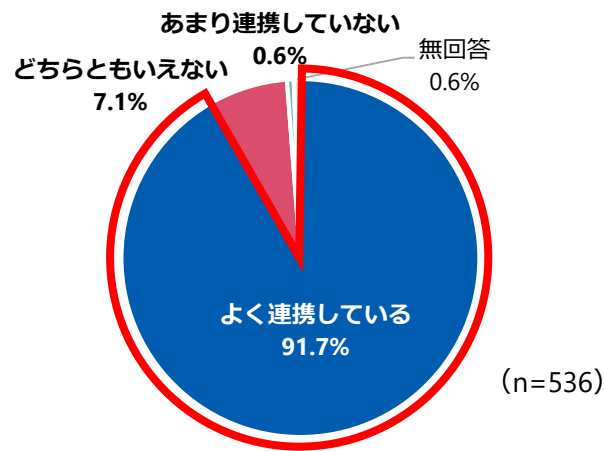
生活保護制度との連携状況

- 相談受付窓口については、約65%の自治体が別々に設置し、約32%の自治体が共通の窓口を設置している。
- 連携状況については、約92%の自治体が「よく連携している」と回答。連携のための取組内容としては、「日常的に意見・情報交換を行っている」が最も多く、逆に「勉強会等により、理念や支援方法への理解を深めている」、「就労訓練等の事業者や就労先等を共有している」は少ない。

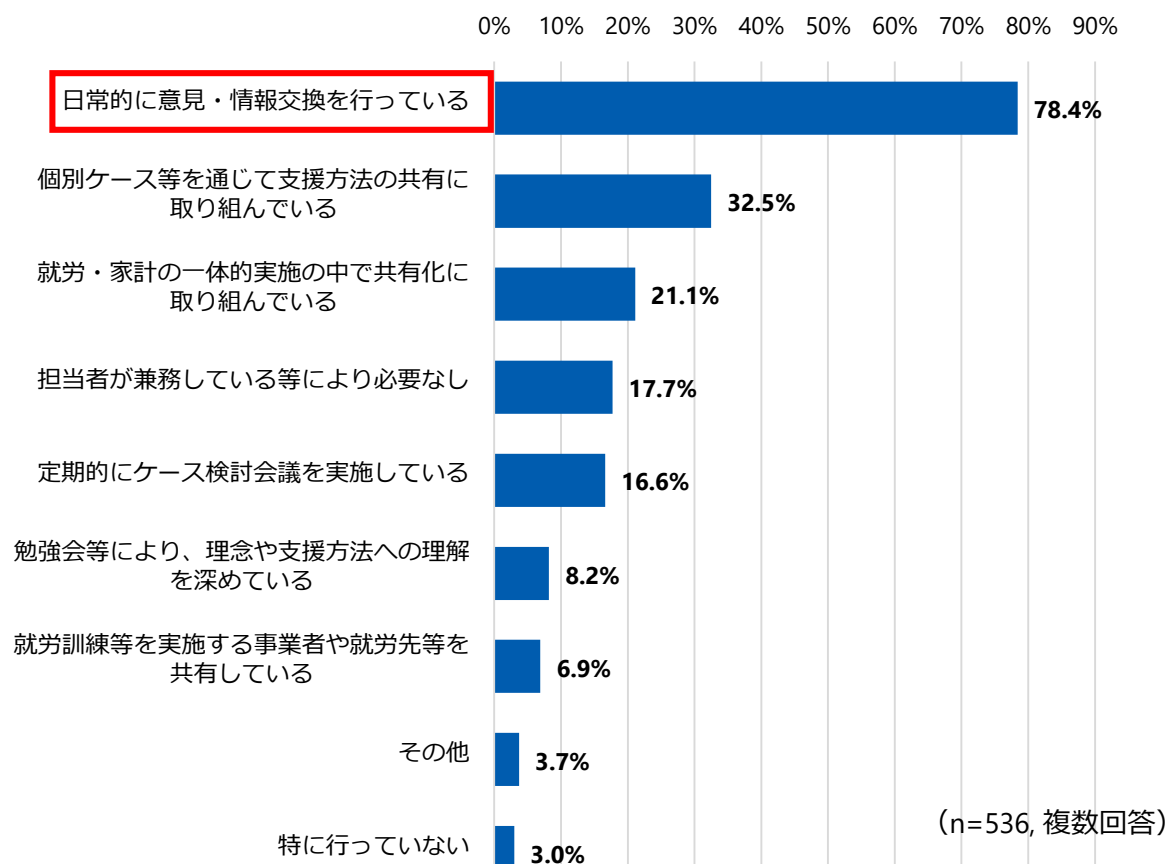
相談窓口の体制



連携状況



連携のための取組内容

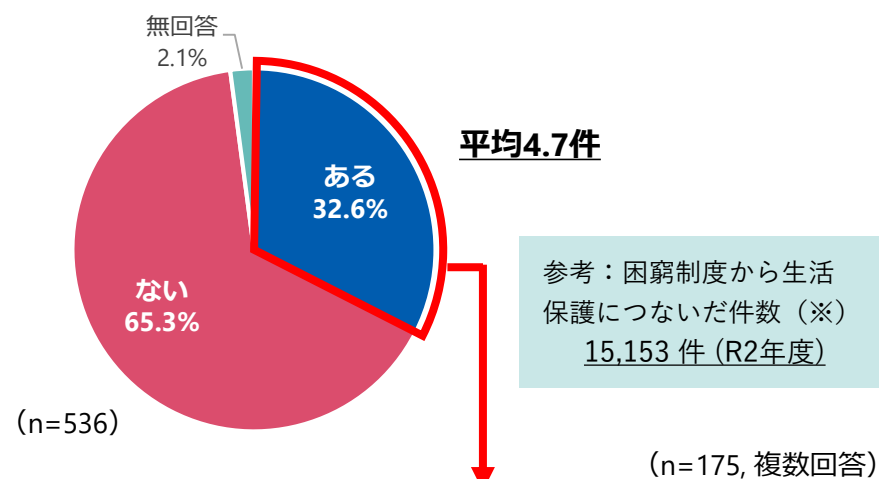


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」生活困窮者自立支援制度所管部局宛アンケート調査（北海道総合研究調査会）

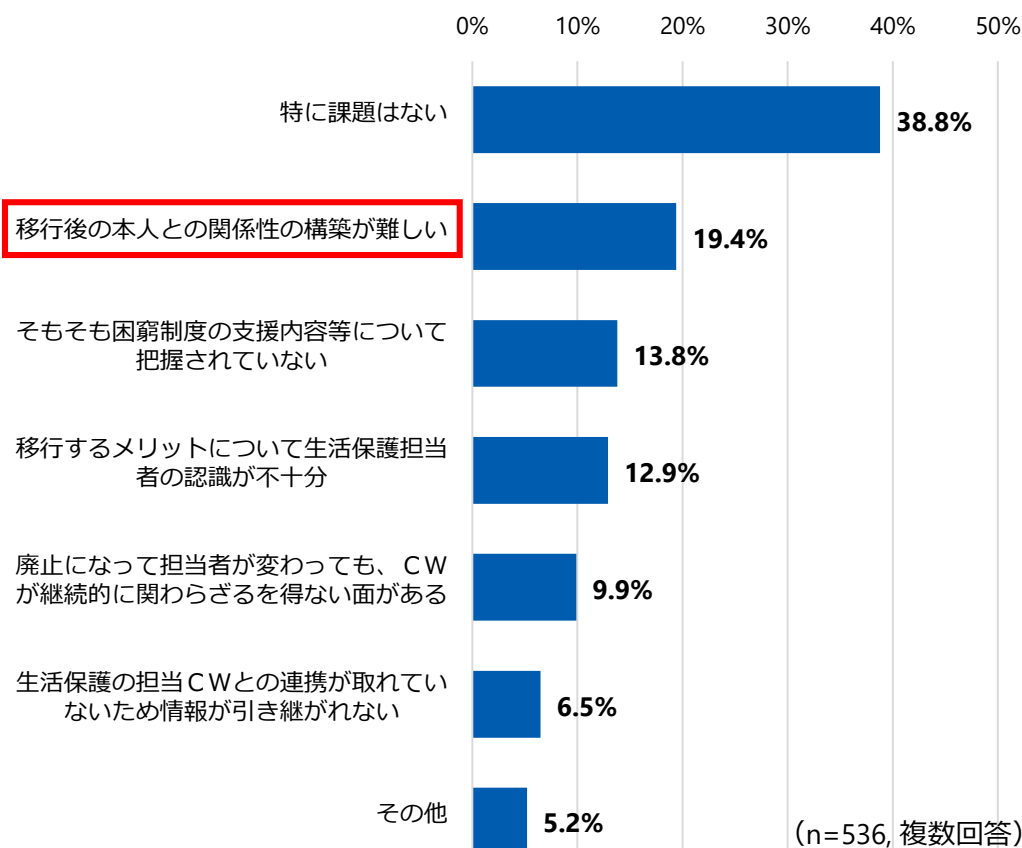
生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース

- 令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケースがある自治体は約33%あり、平均のケース数は4.7件だった。移行にあたっての課題としては、特に課題が見られない自治体が4割近くである一方、約19%の自治体が「移行後の本人との関係性の構築が難しい」という課題を挙げた。

令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケース



移行にあたっての課題



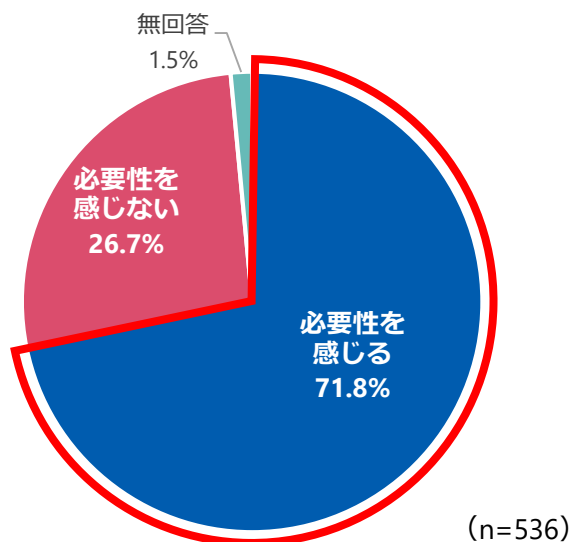
（※）生活困窮者自立支援統計システムより、スクリーニングの結果、他の制度や専門機関で対応が可能でありつなぐこととされた件数のうち、生活保護担当部署につないだ件数を抽出。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」生活困窮者自立支援制度所管部局宛アンケート調査（北海道総合研究調査会）

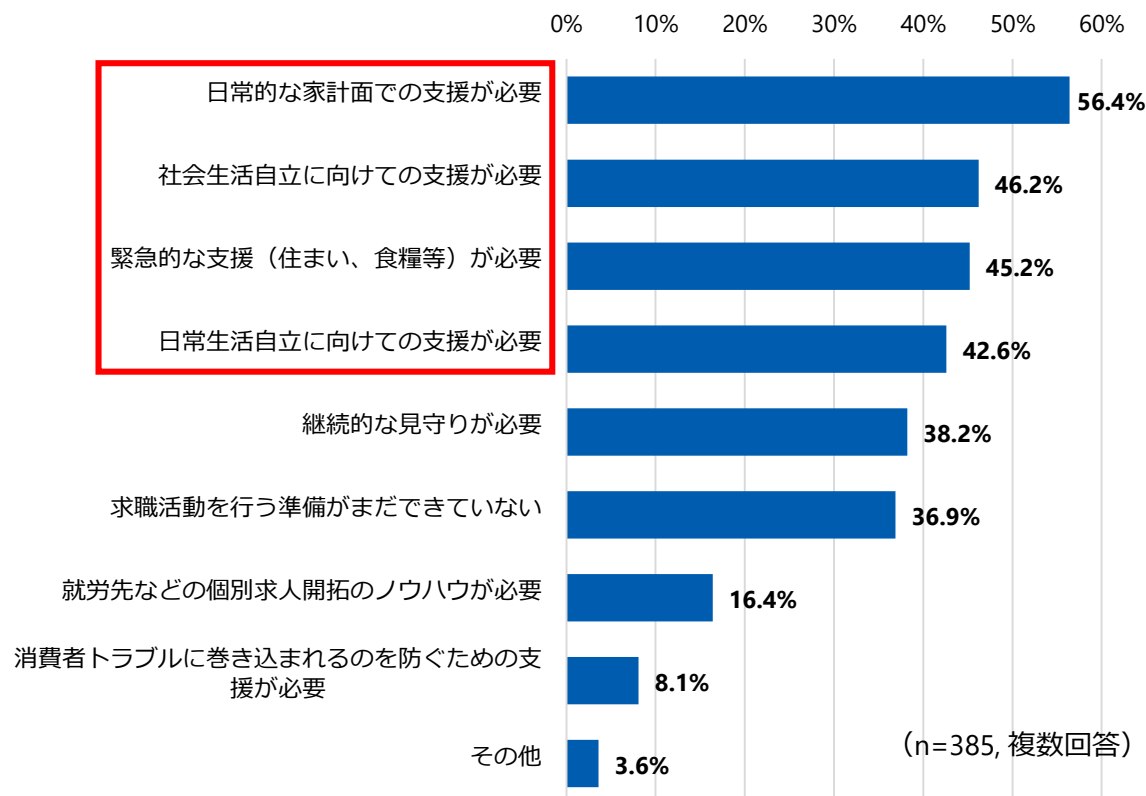
生活保護受給者に対する困窮制度による支援の必要性

- 生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性について、約72%の自治体が必要性を感じると回答した。
- 支援を必要とするケースとしては、4割以上の自治体が「日常的な家計面での支援」、「社会生活自立・日常生活自立に向けての支援」、「緊急的な支援」が必要と回答した。

生活保護受給者に対する 困窮制度による支援の必要性



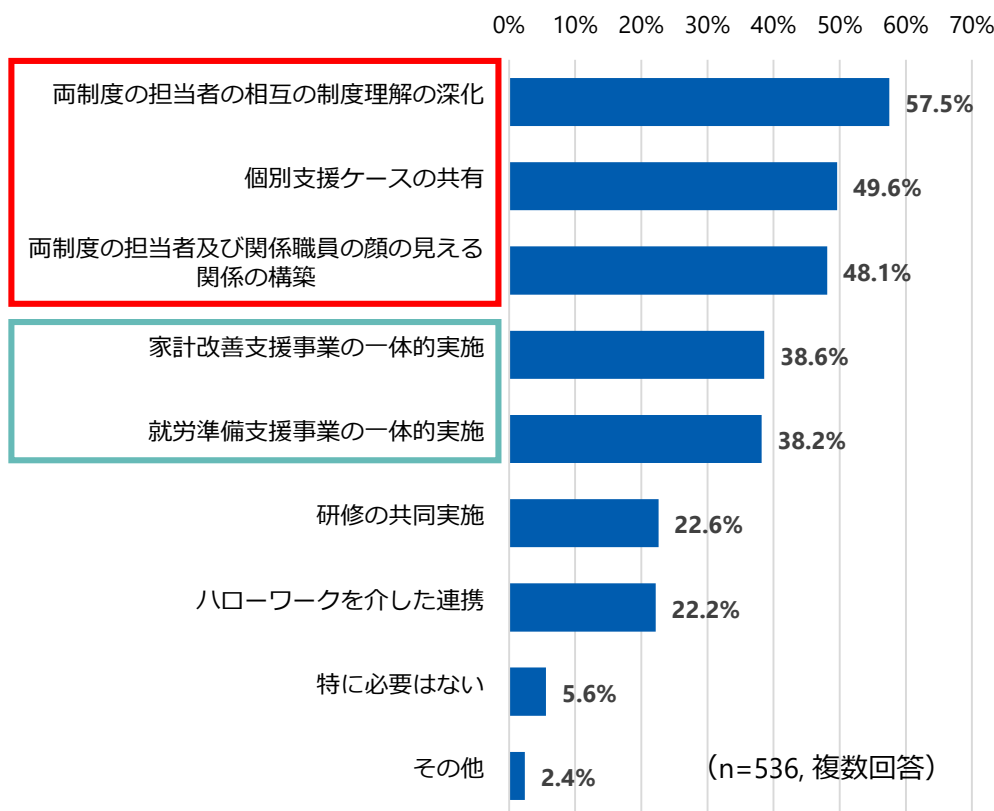
支援を必要とするケースの概要



連携強化に向けた取組や両制度の共通点・相違点

- 連携強化に必要な取組としては、「両制度の担当者の相互の制度理解の深化」、「個別支援ケースの共有」、「顔の見える関係の構築」の順に多かった。次いで、「就労準備支援事業の一体的実施」と「家計改善支援事業の一体的実施」についても4割近い回答があった。

連携強化に必要な取組



困窮制度による支援と保護の実施の共通点・相違点（例）

【共通点】

- ・ 自立に向けた支援
- ・ 本人の尊厳の確保、本人の意思の尊重
- ・ 信頼関係の構築 等

【相違点】

- ・ 指導指示等の強制力の有無
- ・ 金銭給付の有無
- ・ 就労意欲
- ・ 個人情報の把握の程度（資産調査等の有無）
- ・ 支援期間（被保護者は生活が保障されているため、時間をかけた支援が可能だが、生活困窮者はまとまった生活費が無い場合が多く、短期間で就労する必要）
- ・ 実施者（生活保護は自治体職員がケースワーカーとなるが、困窮制度は委託が多い）
- ・ 地域支援（地域づくり）や地域福祉の要素の有無
- ・ 困窮制度では医療面のフォローができない 等

（自由記入欄より主な回答を要約）

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」生活困窮者自立支援制度所管部局宛アンケート調査（北海道総合研究調査会）

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程 (取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者数/就労支援プラン対象者数。生活困窮者自立支援統計システム) ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】 (自立に向けての改善が見られた者数/自立生活のためのプラン作成者数。生活困窮者自立支援統計システム)	○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 (自立生活のためのプラン作成件数/年間新規相談件数。生活困窮者自立支援統計システム) ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 (自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数/自立生活のためのプラン作成件数。生活困窮者自立支援統計システム) ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】 ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】	④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進 a. 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。《厚生労働省》 b. 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める。 《厚生労働省》			

社会保障 5. 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ⇒就労支援プラン（プランに就労支援が盛り込まれたもの）の作成・支援により就労した者及び増収した者の数 ：20,439人(21,607人、22,714人) (2020年度(2019年度、2016年度)) ⇒上記以外の者であって、生活困窮者自立支援制度の利用や他機関につないだことにより、就労した者及び増収した者の数 ：12,039人(12,255人、10,073人) (2020年度(2019年度、2016年度)) ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 (就労した者及び就労による収入が増加した者数/就労支援プラン対象者数。生活困窮者自立支援統計システム) ⇒27%(61%、71%) (2020年度(2019年度、2016年度)) ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】 (自立に向けての改善が見られた者数/自立生活のためのプラン作成者数。生活困窮者自立支援統計システム) ⇒82%(85%) (2020年度(2019年度)) ※2018年度までについては、数値計測をしておらず、記載不可。	○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ⇒就労支援準備事業：60%(55%、39%) (2020年度(2019年度、2016年度)) 家計改善支援事業：62%(55%、33%) (2020年度(2019年度、2016年度)) ○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 (自立生活のためのプラン作成件数/年間新規相談件数。生活困窮者自立支援統計システム) ⇒18%(32%、30%) (2020年度(2019年度、2016年度)) ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 (自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数/自立生活のためのプラン作成件数。生活困窮者自立支援統計システム) ⇒55%(47%、48%) (2020年度(2019年度、2016年度)) ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ⇒785,750件(248,398件、222,426件) (2020年度(2019年度、2016年度)) ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】 ⇒155,464件(52,108件、55,992件) (2020年度(2019年度、2016年度)) ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】 ⇒一時生活支援事業：34%(32%、25%) (2020年度(2019年度、2016年度)) 子どもの学習・生活支援事業：64%(64%、46%) (2020年度(2019年度、2016年度)) 生活保護受給者等就労自立促進事業：99%(99%、99%) (2020年度(2019年度、2016年度))	④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進 a. 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 その際、本人の希望に応じて求職者支援制度等適切な就労支援施策へ繋ぎ、継続的な支援を実施する。《厚生労働省》 b. 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める。《厚生労働省》			

ステップアップの状況について

○ アセスメント時の課題の改善状況をプラン評価時に再評価し、「自立意欲」「自己肯定感」「社会参加」の変容について、「ステップアップ率」を集計。

※ 令和元年度まで実施していた「新たな評価指標による調査」について、令和2年度以降システムへの入力に変更。

自
立
意
欲

項目（状態像）	合計	
1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。	9,217	2.2%
2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。	25,159	6.1%
3 2に加え、就労や地域活動（ボランティア等）の社会参加に関心がある。	49,042	12.0%
4 就労や地域活動（ボランティア等）などを行おうとしている。または既に行っている。	212,282	51.8%
不明	114,150	27.9%
合計（有効回答）	409,850	100.0%

自
己
肯
定
感

項目（状態像）	合計	
1 自分のことを否定し、受け入れられない。	4,284	1.0%
2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。	23,371	5.7%
3 しばしば自分のことを否定的に話すが、自分の良い点を挙げることができる。	52,859	12.9%
4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。	214,463	52.4%
不明	114,540	28.0%
合計（有効回答）	409,517	100.0%

社
会
参
加

項目（状態像）	合計	
1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。	4,707	1.1%
2 限られた家族・支援者との関わりがある。	42,207	10.3%
3 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。	49,519	12.1%
4 仕事・地域活動（ボランティア等）・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	198,495	48.5%
不明	114,570	28.0%
合計（有効回答）	409,498	100.0%

(参考) 内閣府HPより抜粋

地域就職氷河期世代支援加速化交付金

事業概要

- 就職氷河期世代支援は、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を強力に後押しするとともに、優良事例を横展開。

事業メニュー(交付金対象例)

○地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証

- ・地域のシンクタンク等への委託 等

○就職氷河期世代に特化した相談支援の実施

- ・就労のみならず生活・健康・社会参加等について相談を受け、関係機関につなぐための相談窓口の開設 等

○多様な働き方や社会参加の場の創出

- ・ひきこもりがちの方に対する居場所の整備・提供
- ・就職氷河期世代への支援を強化する認定就労訓練事業所への支援
- ・長期無業者が親と一緒に働く機会の提供(いわゆる「親子ペア就業」) 等

○地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催 等

○社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減

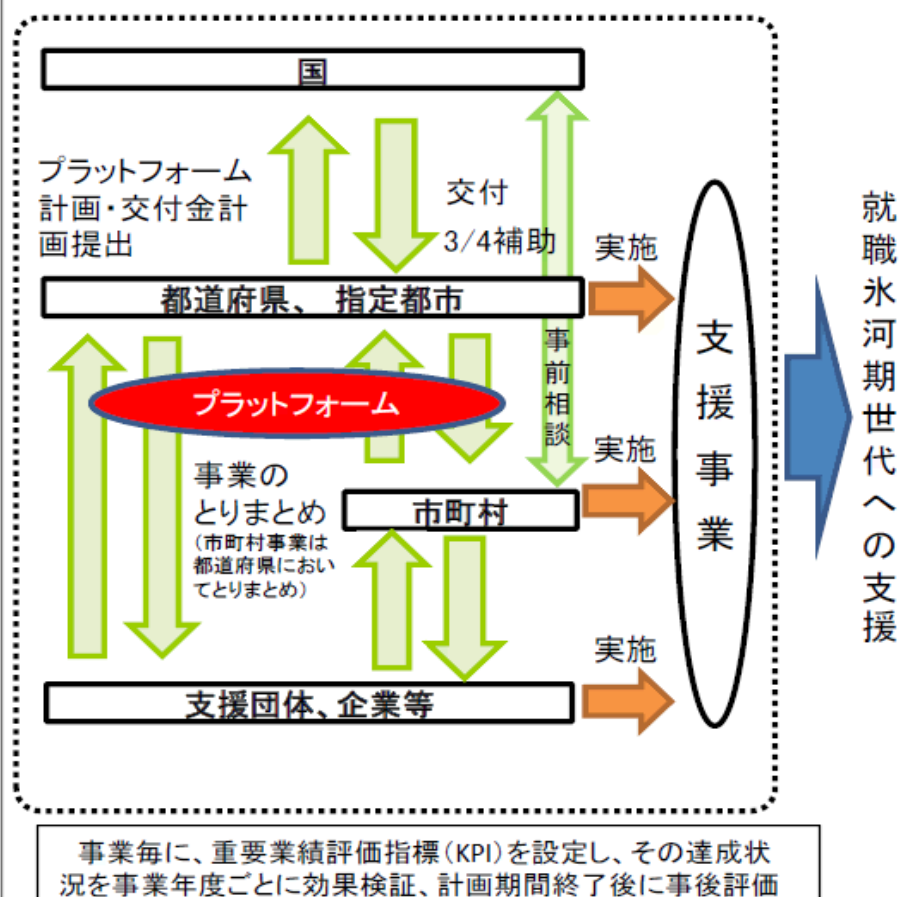
- ・広域移動時の交通費の支給

- ・就労を前提とした奨学金の返還支援 等

○他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等

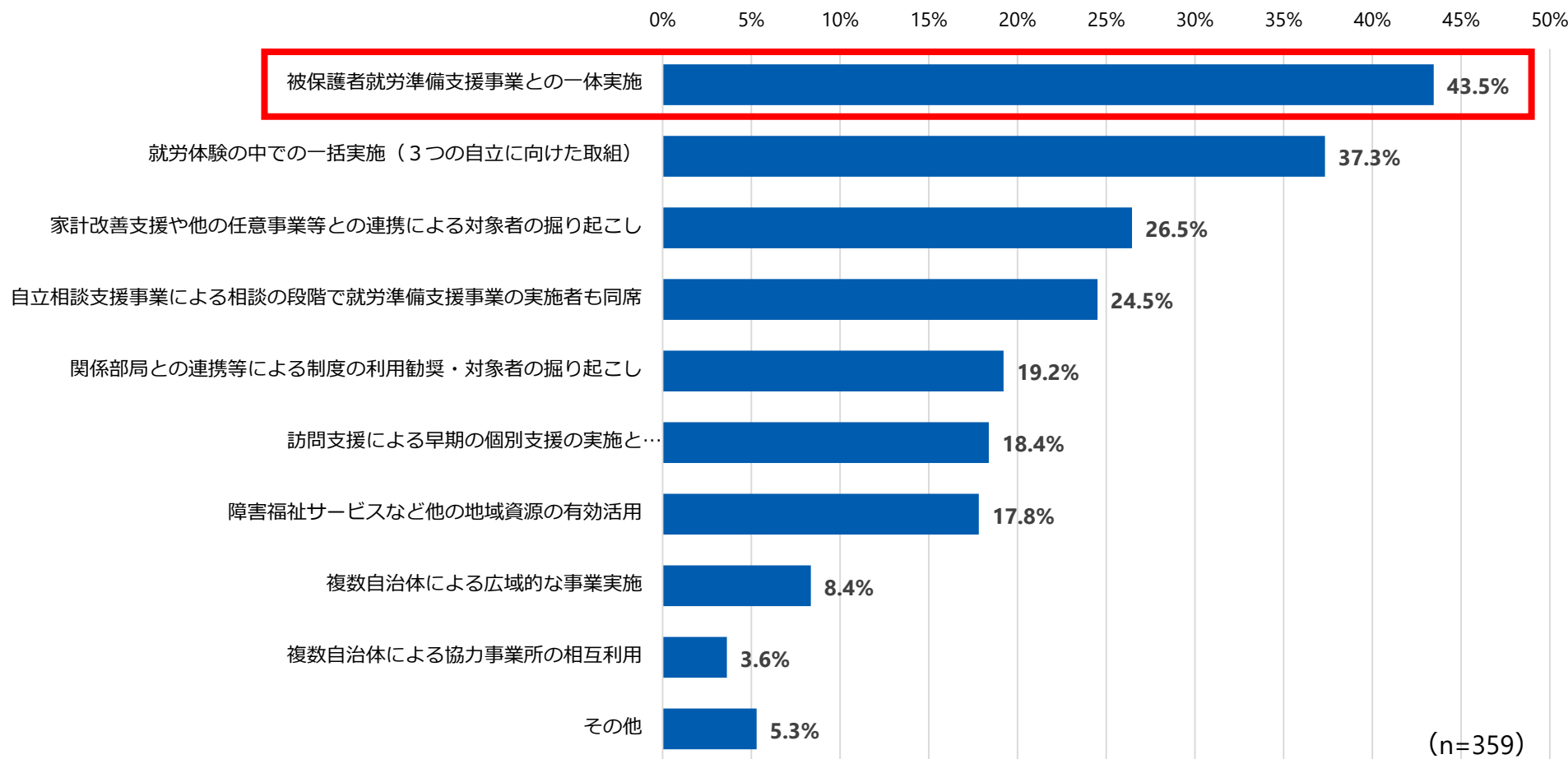
- ・補助対象人数を超えた相談員の配置
- ・補助対象回数を超えた支援人材養成研修の開催
- ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充

事業スキーム



就労準備支援事業を効果的に進める取組

- 就労準備支援事業を効果的に進めるために取り組んでいるもののうち、特に事業効果につながっている取組として、「被保護者就労準備支援事業との一体実施」と回答したのが自治体が43.5%と最も多かった。



就労支援関係事業の実施状況

- 自立相談支援事業における就労支援は約51%、就労準備支援事業については約91%の自治体が、被保護者を対象とした事業と一体的に実施している。

※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合、異なる主体が連携して実施している場合等を指す。

1. 就労支援関係事業の実績（生活困窮者自立支援制度・生活保護制度）

（複数の支援事業に参加した者は重複して計上）

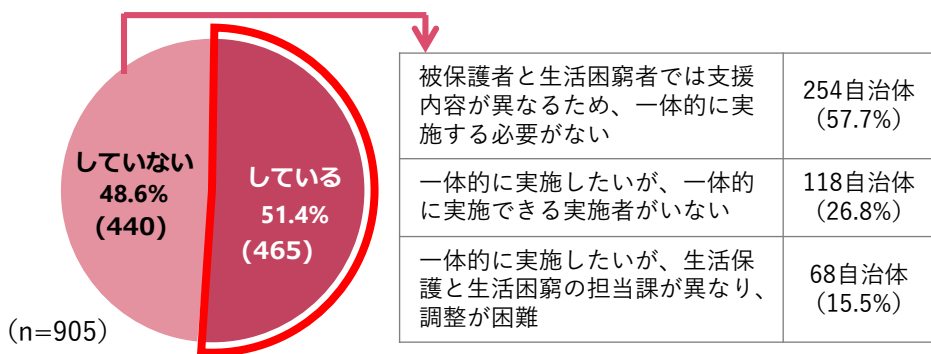
生活困窮者を対象とするもの	令和2年度対象者数・利用件数	要保護者を対象とするもの	令和元年度対象者数等（※1）
就労支援対象者（ニーズ量）	約7.6万人	事業支援対象者（ニーズ量）	約19万人（※2）
自立相談支援事業の就労支援	56,337件（905自治体）	被保護者就労支援事業	67,485人（905自治体）
生活保護受給者等就労自立促進事業	29,688人	生活保護受給者等就労自立促進事業	53,354人
生活困窮者就労準備支援事業	4,683件（542自治体）	被保護者就労準備支援事業	6,702人（294自治体）
認定就労訓練事業（※3）	547件		

（※1）令和2年度実績については、生活保護受給者等就労自立促進事業を除き集計中。

（※2）保護の実施機関が就労可能とする被保護者の数。就労中の者や就労支援事業等に参加せずに就労活動を行っている者等を含む。

（※3）生活保護受給者も対象としている。

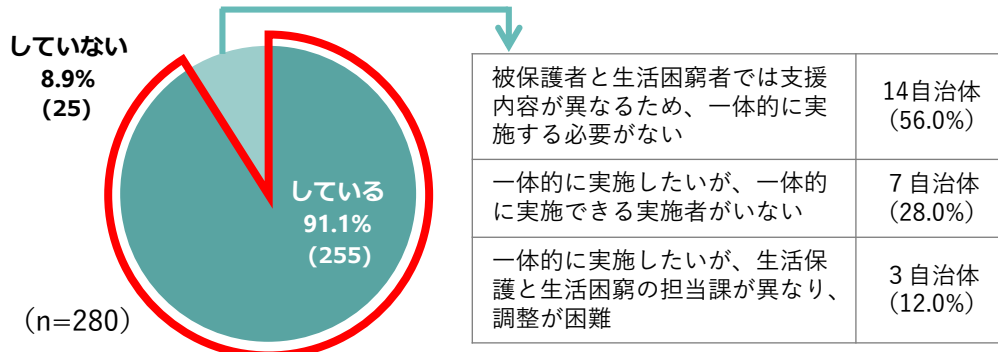
2. 自立相談支援事業と被保護者就労支援事業との一体的実施（令和元年度）



被保護者と生活困窮者では支援内容が異なるため、一体的に実施する必要がない	254自治体 (57.7%)
一体的に実施したいが、一体的に実施できる実施者がいない	118自治体 (26.8%)
一体的に実施したいが、生活保護と生活困窮の担当課が異なり、調整が困難	68自治体 (15.5%)

3. 就労準備支援事業の一体的実施（令和元年度）

※ 令和元年度に生活困窮者就労準備支援事業を実施した496自治体のうち、被保護者就労準備支援事業も実施した自治体は280自治体。



被保護者と生活困窮者では支援内容が異なるため、一体的に実施する必要がない	14自治体 (56.0%)
一体的に実施したいが、一体的に実施できる実施者がいない	7自治体 (28.0%)
一体的に実施したいが、生活保護と生活困窮の担当課が異なり、調整が困難	3自治体 (12.0%)

家計改善支援事業の実施状況

- 家計改善支援事業については、実施自治体のうち約8%の自治体が、被保護者家計改善支援事業を実施しており、そのうち約95%が被保護者家計改善支援事業と一体的に実施している。

1. 家計改善支援事業の実績（生活困窮者自立支援法・生活保護法）

【生活困窮者自立支援制度】

	令和2年度実績
生活困窮者家計改善支援事業	19,175件（559自治体）

【生活保護制度】

	令和2年度実績
被保護者家計改善支援事業	64自治体（※）

（※）件数の調査は行っていない。

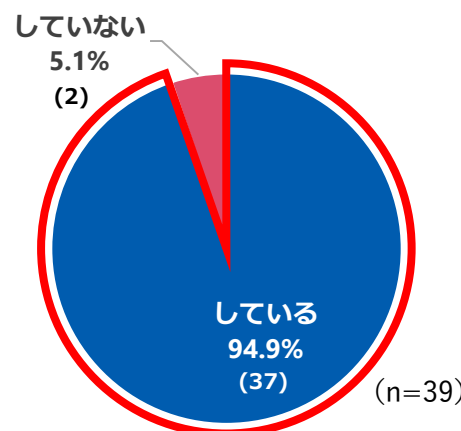
2. 被保護者家計改善支援事業との一体的実施（令和元年度）

生活困窮者家計改善支援事業と被保護者家計改善支援事業のいずれも実施している

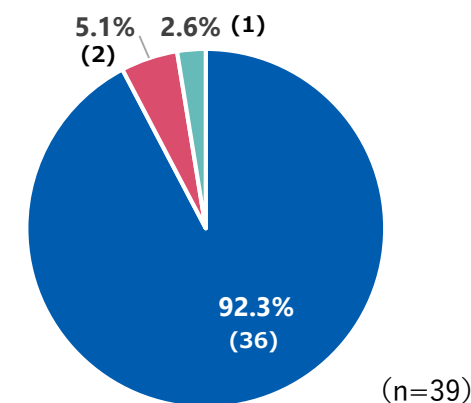
41自治体
(8.3%)

※ 令和元年度の生活困窮者家計改善支援事業実施自治体数：494自治体
令和元年度の被保護者家計改善支援事業実施自治体数：43自治体

※ 41自治体のうち、令和元年度事業実績調査において、被保護者家計改善支援事業との一体的実施について回答のあった39自治体の結果を集計



3. 被保護者家計改善支援事業の実施者（令和元年度）



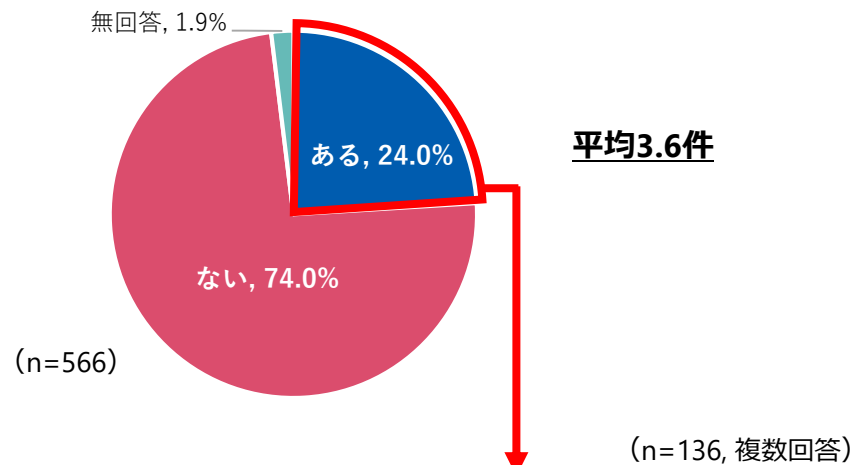
- 同じ実施者が実施
- 同じ実施者が実施しているが、別の実施者もあり
- 別々の実施者が実施

生活保護制度から生活困窮者自立支援制度への移行・連携強化に必要な取組 ⑨

(生活保護部局へのアンケート)

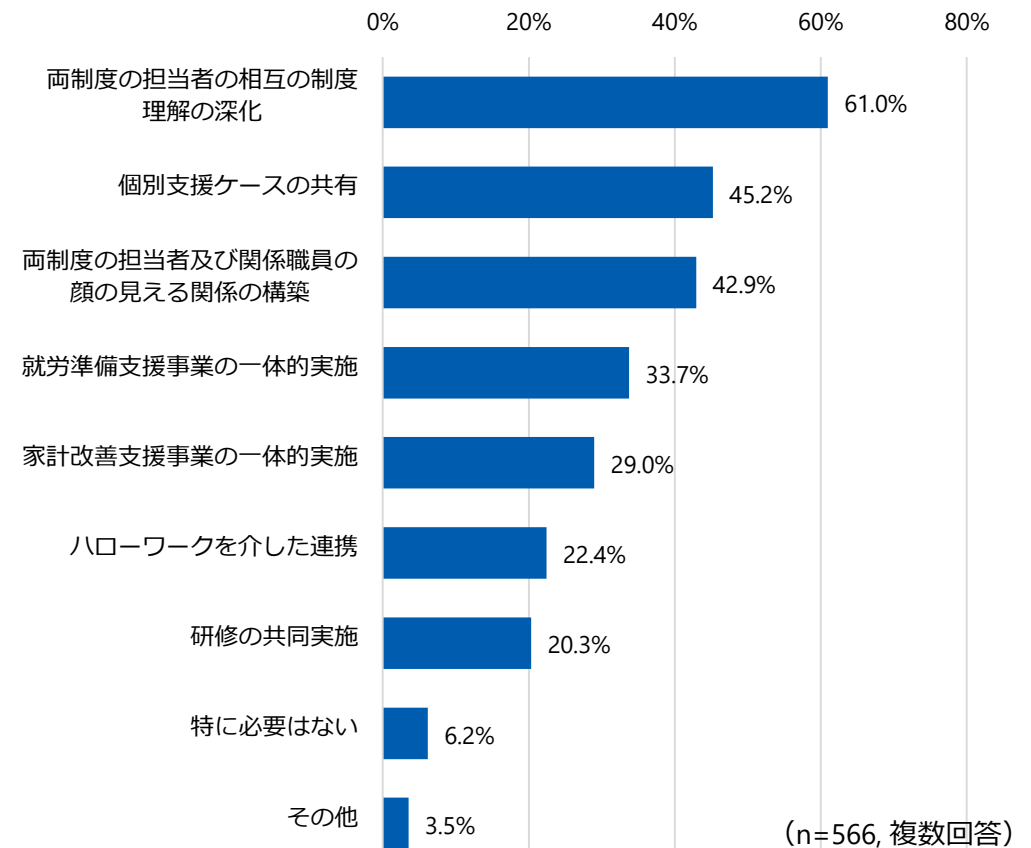
- 令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケースがある自治体は約24%あり、平均のケース数は3.6件だった。連携強化に必要な取組としては、「両制度の担当者の相互の制度理解の深化」、「個別支援ケースの共有」、「顔の見える関係の構築」の順に多かった。

令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケース



就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等に不安がある	82件 (60.3%)
金銭管理に不安がある	73件 (53.7%)
社会的なつながりが不十分のため、本人が困ったときに地域に頼れる人・相談できる人がいない	60件 (44.1%)
一時的な増収により保護廃止となったが、就労経験もほとんどなく、安定的な収入確保を見込むことができない	42件 (30.9%)
その他	7件 (5.1%)

連携強化に必要な取組

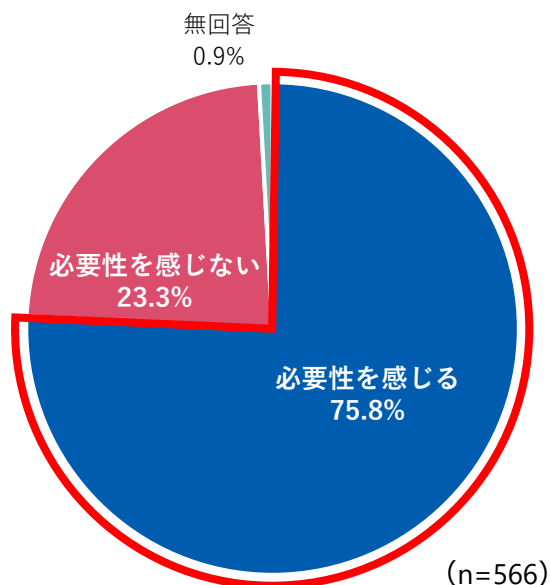


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」生活保護所管部局宛アンケート調査（北海道総合研究調査会）

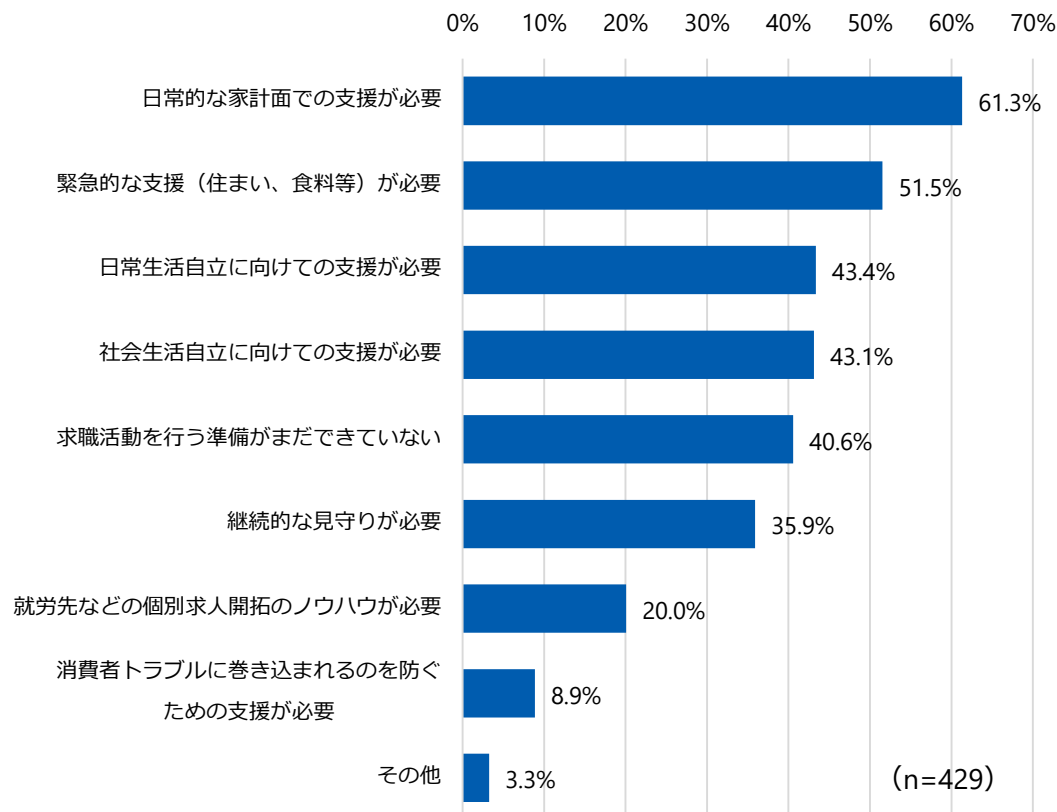
生活保護受給者に対する困窮制度による支援の必要性 (生活保護部局へのアンケート)

- 生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性について、約76%の自治体が必要性を感じる
と回答した。
- 支援を必要とするケースとしては、4割以上の自治体が「日常的な家計面での支援が必要」「緊急的な支援が必要」「社会生活自立・日常生活自立に向けての支援が必要」「求職活動を行う準備がまだできていない」と回答した。

生活保護受給者に対する 困窮制度による支援の必要性



支援を必要とするケースの概要



被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概 要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。法第55条の7に基づく必須事業。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4 令和3年度予算額:64.1億円
- 就労支援員の配置状況:2,941名(令和3年3月現在)(配置目安はその他世帯120世帯に対して1名)
- 直営実施:82.8% 委託実施:12.3% 直営+委託5.0%(令和3年3月現在)

事業内容

<就労支援>

- 相談、助言
被保護者の就労に関する相談・助言
- 求職活動への支援
履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
- 求職活動への同行
ハローワーク等での求職活動、企業面接などに同行
- 連絡調整
ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
- 個別求人開拓
本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 定着支援
就労後のフォローアップの実施

<就労支援連携体制の構築>

- 被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

(求人開拓等)

地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等)の集約、新たな就労(個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所)の場の発掘を実施

(連携機関)

福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

中間就労

就労体験

<稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

事業の流れ(イメージ)

アセスメント

個別シートの作成・見直し

自立阻害要因の把握

対象者の選定

支援方針の決定

説明と同意

具体的支援

支援状況の確認

支援終了

被保護者就労準備支援事業について

概 要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。(平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業(一般事業)の実施について」に基づく任意事業)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所に設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和3年度予算額:29.1億円
- 実施自治体数:319自治体(令和2年度実績)

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の(1)～(3)の支援を計画的かつ一貫して実施する。

(1) 日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

(2) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

(3) 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

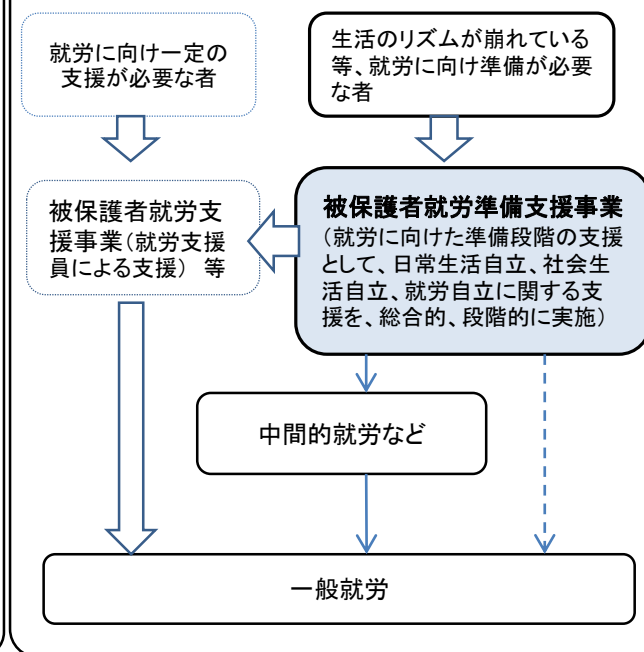
<就農訓練事業>(平成28年4月より開始)

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

<福祉専門職との連携支援事業>(平成29年4月より開始)

- 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用する。

支援の流れ(イメージ)



状態像に合わせた支援メニューの例

・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接・ボランティア活動への参加等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について【制度概要】

【通知名】 「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
 <一部改正(平成31年3月29日社援保発0329第4号)>

基本的主旨

- 生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されている。
 - 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
 - こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。
- ※ これまで、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあった。

主な対象者

- 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を終了した者が望ましい。

事業内容

- 相談受付 → アセスメント → 家計再生プランの策定 → 支援の提供 → モニタリング → プラン評価
 - ・相談時家計表の作成等
 - ・家計管理に関する支援
 - ・滞納の解消 等

※ 本事業による支援は、従来の自立支援プログラム等により実施されていた、生活保護費の分割支給や預貯金通帳の保管等、金品を直接扱うものとは異なるもの。

居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和3年度予算: 7.4億円

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

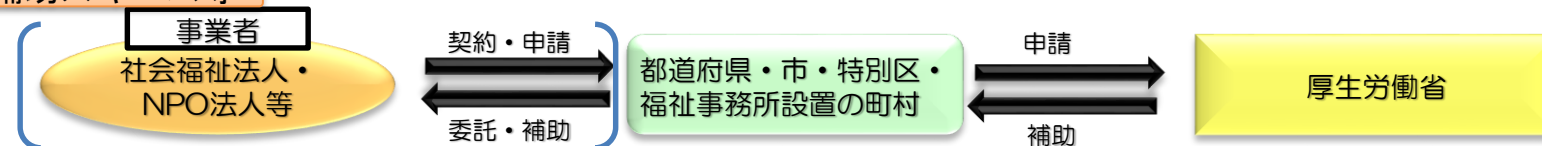
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要に応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

(2) 補助率：国 3 / 4、自治体 1 / 4